

みんなであゆむ

軽井沢ほっと計画

軽井沢町社会福祉協議会
第4次地域福祉活動計画



令和5年3月

軽井沢町社会福祉協議会

目次

第1章 地域づくりへの思いと計画策定の目的.....	1
1 地域づくりへの思いと目的.....	1
2 地域福祉とは、社会福祉協議会の役割とは.....	2
3 計画の性格.....	3
第2章 軽井沢町の地域福祉の現状と課題.....	4
1 軽井沢町の福祉関連サービス・事業の現状.....	4
2 社会福祉協議会の事業.....	9
3 重要な課題の整理.....	13
第3章 計画の基本理念と目標.....	15
1 基本理念.....	15
2 計画の目標.....	16
3 施策の体系.....	18
第4章 施策の内容.....	19
1 健やかで安心な生活を支えるまちづくり.....	19
2 子育てを地域で支えるまちづくり.....	27
3 健康寿命の延伸と介護が必要になっても安心できるまちづくり.....	30
4 障がい等にかかわらず誰もが幸せに生活できるまちづくり.....	40
5 自助・互助・共助・公助による支えあいのまちづくり.....	51
第5章 計画の推進に向けた取り組み方針.....	77
1 計画の推進.....	77
資料編.....	78
1 軽井沢町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	78
2 計画の策定経過.....	78

第1章 地域づくりへの思いと計画策定の目的

1 地域づくりへの思いと目的

近年、急速に進む少子高齢化・人口減少、それに伴うライフスタイルや家族構成の変化、価値観の多様化等により、私たちを取り巻く環境は変化し続けています。また、個人が尊重されるようになるとともに、住民同士のつながりや助けあいの意識は希薄化し、向こう三軒両隣と気に掛け合っていた関係は、深入りしない程よい距離感を保ち、無関心でいることがマナーとまでなりつつあります。

これらの変化を受けて、地域では、孤独死、社会的孤立、ひきこもり、児童虐待、DVなどの問題に加え、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど個人や世帯が抱える問題が多様化・複雑化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。

時代の変遷とともに、求められる福祉ニーズも多様化・複雑化している現代において、一人ひとりの福祉ニーズに対応していくためには、公的なサービスだけでなく地域で互いに助けあい、支えあうことが必要となってきます。自治会、地域団体、ボランティア団体、NPO等さまざまな組織が連携した地域共生社会がかかわることが必要です。

このような社会情勢を鑑み、軽井沢町社会福祉協議会では、次のような思いをこめてこの計画をつくりました。

①支えあいを育み、人にやさしく、あたたかい地域づくり

- 住み慣れた地域で、高齢者や障がいのある方・ない方などにかかわらず、安心して住み続けられる地域をつくりたい。
- 自分の身のまわりで、日常的に困ったことや悩んでいることなどを気軽に相談できるような人がすぐ近くにいる地域をつくりたい。
- 毎日の暮らしにおいて、人のあたたかさ、やさしさ、思いやりを感じることでできる地域をつくりたい。

②みんなで話しあい、解決する、自治の地域づくり

- 家庭や学校、仕事場など、所属する組織において、自分自身が重要な一員であることを実感し、豊かな生活を送ることができる地域をつくりたい。
- 地域の問題に取り組む姿勢として、住民同士みんなでもち考え、ともに行動できる基盤をつくりたい。
- 「住民自治」の意識が根付く地域をつくるため、住民の結束力・連帯力が地域に結びつくようなはたらきをつくりたい。

③生活を守り、しあわせな暮らしと元気を創造する地域づくり

- ボランティアやNPO団体などの活動も含め、公的なサービスの整った、住民の暮らしを守る地域をつくりたい。
- 地域活動や福祉活動だけにとどまらず、住民が幸せに生活できるよう、笑顔がいっぱいの地域をつくりたい。

第4次地域福祉活動計画は、これらの思いを大切に、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業者など地域にかかわる者と協働して解決を図るための指針を示し、誰もが不安を抱えることなく暮らすことができるまちを実現していくことを目的に策定しました。

2 地域福祉とは、社会福祉協議会の役割とは

地域福祉とは、住民が生活する地域において、高齢者や障がいのある方・ない方などにかかわらず、すべての人が健やかで安心な生活が送れるよう、住民や団体、行政が手を取りあって進めていく福祉のことを指します。

現代社会においては、人口減少や少子高齢化、核家族化が進むにつれ、地域での結びつきや連帯性の低下、関係の希薄化などが問題となってきています。また、貧困に関する問題や虐待に関する問題など、社会全体の問題は年々複雑化し、多様化しています。地域福祉の成り立ちが大きく変化している現在、家庭や地域にかかわらず、お互いが話しあう・助けあう機会が減少しています。そのため、住民同士のかかわり自体が少なくなっており、多様化する社会に適した新たなつながりが求められています。

住み慣れたまちで安心して暮らしていくためには、地域住民が互いに支えあうことが重要です。住民だけでなく、各自治会や福祉団体・事業者などと、行政の連帯も求められています。

今後のまちづくりにおいては、多様化する社会の問題も含め、子どもから高齢者まで、住民の誰もが地域で不安なく暮らせるような【自助・互助・共助・公助】の仕組みが大切です。

自助	住民一人ひとりが努力すること。
互助	家族や近隣住民、友人などの個人的な人間関係の中での助けあいのこと。
共助	年金、医療、介護などの、制度化された相互扶助のこと。
公助	住民・地域などで解決できないことに行政が介入すること。

軽井沢町社会福祉協議会は、“誰もが安心して暮らせる地域づくり”を目指し、住民の参加と支えあいによる福祉のまちづくりを進めています。

「地域福祉活動計画」とは…

【地域福祉活動計画】とは、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（生活のサポートや福祉サービスなど）を担うものが相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の行動計画です。

地域にかかわるものの役割が明確化され、地域福祉推進のためのもとなることや、その体制をつくる【地域福祉計画】と、その実行のための住民の行動のあり方を定める【地域福祉活動計画】を一体的に策定することにより、実効性のある計画づくりを可能とすることを目指しています。

3 計画の性格

(1) 町の地域福祉計画との連携

この計画は、計画策定への地域住民の主体的な参画を行いながら、地域の問題点や課題を議論、検討し、次のような事項を明らかにするものです。

- ①地域住民や社会福祉協議会の共通の課題
- ②地域福祉活動展開の基本的な考え方と目標
- ③住民、社会福祉協議会、町行政の役割

特に、町の策定する「軽井沢町地域福祉計画」と連携して、住民や民間福祉施設、福祉関係団体などの積極的な参画、相互協力によるさまざまな福祉活動や福祉サービスを展開していきます。

(2) 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、9年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、町の地域福祉計画との整合性確保のため、計画の見直し時期については、町と調整することとします。

第2章 軽井沢町の地域福祉の現状と課題

1 軽井沢町の福祉関連サービス・事業の現状

軽井沢町では、町民の方に対し、次のような福祉サービスや事業を実施しています。

■ 障がい者関連各種サービス・事業の一覧

(表左側の★印は、社会福祉協議会に関連する事業です(次ページ以降の表も同様)。)

	サービス・事業名	概要
	障害者手帳の交付	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得により、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用することができます。
	障害者総合支援制度	各種の施設サービス(施設入所・通所も含む)、在宅サービスについて、町で調査・認定を行い、利用者負担をいただきながら、利用者と指定施設・事業者が直接契約を結ぶことによってサービスを利用する制度です。
	補装具の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けた人が、身体上の障がいを補う補装具の交付及び修理に対し給付を行います。
	日常生活用具の給付	重度の身体障がい者(児)・知的障がい者(児)などに対して、日常生活を容易にする用具の給付を行います。
★	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	日常生活に支障のある身体・知的・精神の障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
★	短期入所 (ショートステイ)	障がい者(児)を介護している保護者が、病気や冠婚葬祭、旅行、介護疲れなどで一時的に介護ができなくなった時に、短期間、夜間を含め、施設での入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
	訪問入浴サービス	在宅で介護を必要とする身体障がい者(児)、心身障がい者(児)を対象に、自宅での入浴が困難な場合、移動入浴車が訪問し、入浴サービスを提供します。
	住宅改造費助成	障がい者を対象に、在宅での生活がしやすいように住宅を改造する場合、その費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成	就労する身体障がい者を対象に、自らが所有し、運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある場合、10万円を上限としてその費用を助成します。
★	外出支援・ 移送サービス	一人での歩行が困難な身体障がい者(児)・知的障がい者(児)を対象に、タクシーの利用券を交付し、初乗りと送迎料金の一定額を補助します。
	福祉医療費制度	身体障害者手帳1～4級・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(A1・A2・B1)・特定疾患医療受給者証をお持ちの方を対象に、病院などで診療を受けた時の自己負担分を補助します。(所得制限あり)

	サービス・事業名	概要
	特別障害者手当	20歳以上で身体・知的・精神の重度の障がい重複し、日常生活に常時特別の介護を必要とする状態にある人を対象に、手当を支給します。
	緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの重度身体障がい者や介助できる同居者がいない重度身体障がい者のいる世帯を対象に、家庭において急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
★	配食安否確認事業	心身に障がいのある方のいる世帯を対象に、配食サービスを提供するとともに、安否確認を行います。
	介護者慰労金支給事業	軽井沢町内に1年以上住所を有する方で、重度の心身障がい者（児）と同居し、在宅で6か月以上介護するなど、要件を満たした方に介護慰労金を支給します。
	障害児福祉手当	20歳未満で、身体・知的・精神の重度の障がいにより日常生活に常時特別の介護を必要とする状態にある児童を対象に、手当を支給します。
	特別児童扶養手当	20歳未満で、身体・知的・精神の中程度の障がいのある児童を扶養する養育者を対象に、手当を支給します。
	その他の施設サービス	町内には、障害者入所支援施設「浅間学園」・「軽井沢治育園」、共同生活援助施設「浅間学園」・「軽井沢治育園ミズナラ」・「四季」、障害児通所支援施設「にじいろポケット」、就労移行支援施設「チャレンジドジャパン軽井沢センター」、就労継続支援B型事業所「どっこい」・「チャレンジドジャパン軽井沢センター」、地域活動支援センターなどがあります。

■ひとり親・児童関連各種サービス・事業の一覧

	サービス・事業名	概要
	母子・父子・寡婦生活福祉資金	配偶者のいない者に対し、貸し付けを行います。
	保育園・幼稚園	家庭で保育できない場合に、未就学児を預かります。
	児童館（6か所）	子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康増進や情操豊かな心を培う場として設置しています。
	児童手当	中学校修了前の子どもを養育している人に支給します。
	児童扶養手当	父母の離婚などにより子どもを養育しているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。
	福祉医療費制度	児童やひとり親家庭の親、特別児童扶養手当1・2級該当者が病院などで診療を受けた時の自己負担分を助成します。（所得制限あり）

■ 高齢者関連各種サービス・事業の一覧

	サービス・事業名	概要
	緊急通報装置 設置事業	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、家庭において急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
★	ひとり暮らし高齢者等 安心コール事業	ひとり暮らし高齢者などが心身の状況や日常生活に異常がないかを定期的に電話で確認を行います。
★	配食安否確認事業	65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、配食サービスを提供するとともに、安否確認を行います。
★	外出支援・ 移送サービス	概ね65歳以上の高齢者で、歩行が困難、身体虚弱、障がいなどの状況にあり、家庭において送迎が困難な人、あるいは一般の交通機関の利用が困難な人を対象に、タクシーの初乗り料金と迎車料金を一定額補助します。
★	高齢者住宅	60歳以上のひとり暮らし高齢者及び夫婦のみ世帯を対象とし、高齢者向けの設備・構造を有し、かつ緊急通報システムの一環として相互通話方式のインターフォン及び非常ベルを設置した集合住宅において、ライフサポートアドバイザーによる生活指導、健康相談、安否確認などのサービスが受けられます。
★	一般介護予防事業	65歳以上のすべての方を対象に、介護が必要な状態にならず、住み慣れた地域で元気に暮らすための取り組みです。通いの場を開催するための種まき事業として「足腰お達者教室」、通いの場の開催支援のための「通いの場への講師派遣」を実施しています。また、効果的な介護予防の実施・評価として「リハビリ専門職の派遣」や、認知症の発症予防や進行を先送りするために、頭と体を一緒に使う「頭と体の健康教室」を開催しています。
★	介護予防・生活支援 サービス事業	生活援助として訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、機能訓練として通所介護相当サービス、通所型サービスAを構築し、多様なサービス利用を促進し、可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように支援します。
★	短期保護事業 (介護保険対象者を除く)	概ね65歳以上で、一時的に家庭での生活が困難な場合に、家族に代わって短期保護施設で介護を行います。
★	介護用品の支給	在宅で介護が必要な状態で、紙おむつなどの介護用品が常時必要な人を介護している家族に対して、介護用品を支給します。(所得制限あり)
	家族介護教室	高齢者を介護している家族や援助者を対象に、介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりなどについての知識・技術を習得するための教室を開催しています。
	家族介護者交流事業	高齢者を介護している家族を対象に、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図るため、交流会・レクリエーションなどを実施しています。

サービス・事業名		概要
介護者慰労金支給事業		要介護4または5の認定を受けた高齢者を介護する家族や援助者で、在宅で6か月以上介護するなど、要件を満たした方に介護慰労金を支給します。
生きがいづくりと健康増進事業		高齢者への生きがいづくりと健康増進を目的に、老人クラブへの活動支援として補助金の支給、65歳以上の方で一定期間町内に居住している方を対象に「すこやかお出かけ利用券」を支給します。
老人福祉センター		65歳以上、または老人クラブに加入している人を対象に、高齢者の健康づくりや教養の向上、入浴、憩いの場として運営しています。
地域包括支援センター		高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面で専門職が連携して総合的な支援を行います。
その他の施設サービス		特別養護老人ホーム「かるいざわ敬老園」、地域密着型特別養護老人ホーム「みなみかるいざわ敬老園」、養護老人ホーム「静山荘」などがあります。
介護保険給付など	在宅サービス (居宅サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○通所リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護
	施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具の貸与 ○福祉用具購入費の支給 ○住宅改修費の支給
	地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○認知症対応型共同生活介護 <p style="text-align: right;">など</p>

■ その他社会福祉一般及び医療関連各種サービス・事業の一覧

サービス・事業名		概要
保健センター		健康相談、健康教育、健康診査などの保健サービスを総合的に行っています。
中央公民館		住民の健康づくりや憩いの場、交流や趣味の活動の場として利用されています。
生活保護		病気などの理由により、生活に困窮している人に生活費を支給するとともに、自立指導などを行います。
★	心配ごと相談	毎月1回「木もれ陽の里」において「心配ごと相談」窓口を開設しています。

サービス・事業名		概要
福祉委員	民生委員・児童委員 及び主任児童委員	生活に何らかの困り事を抱えている人の相談を受け、関係機関への連絡、橋渡しなど、地域の福祉を支える重要な役割を果たしています。民生委員・児童委員は40名、主任児童委員が2名、国から委嘱を受けており、任期は3年となっています。
	人権擁護委員	民生委員・児童委員と同様、地域の福祉を支える重要な役割を果たしています。主に人権問題に関する相談や支援を専任して行い、6名が法務大臣より委嘱を受けて活動しています。
保護司		罪を犯した人が地域で社会生活を送りながら自立更生するための手助けをしています。6名が国から委嘱を受けています。
★	日常生活自立支援事業・ 成年後見制度	日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスなどの利用援助などを行います。成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者を保護するため、本人のために法律行為を行う、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度です。
自立支援医療 (更生医療)		身体に障がいのある人が障がいを解消・軽減するために行う治療に対する費用を給付します。
自立支援医療 (育成医療)		身体に障がいのある児童(18歳未満)が、障がいの原因となる疾病を早期に治療するための費用を給付します。
自立支援医療 (療養介護医療)		医療的なケアが必要な障がいのある方で、常に介護を必要とする方に対し、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護に対する費用を給付します。
自立支援医療 (精神通院医療)		精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を継続する必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を原則1割負担まで軽減する制度です。精神保健福祉手帳の申請相談にも応じます。
養育医療給付		医師によって入院養育が認められた未熟児及び虚弱児に係る医療費を給付します。
児童福祉医療費制度		乳幼児(出生～満18歳に達する日以降の3月31日まで)を対象に、病院などで診療を受けた時の自己負担分を助成します。
小児慢性特定疾病 医療助成制度		慢性疾患のうち、特定された疾患にかかっている児童(原則18歳未満)の治療費を給付します。
福祉医療費制度		平成30年4月より妊産婦(母子手帳交付日から出産した後の60日まで)も対象となり、病院などで診療を受けた時(保険適用分)の自己負担分を助成します。また、68歳から75歳未満の高齢者かつ町民税非課税世帯を対象に、医療費の一部を支給しています。
結核医療費公費負担		結核の治療が必要な人に、医療費を公費で助成します。

2 社会福祉協議会の事業

軽井沢町社会福祉協議会では、次のような事業を実施しています。

種 別	事業内容
総合的企画	1. 社会福祉大会の企画実施 2. ふくし広場の企画実施 3. 啓発活動 社協広報紙「あったかネットワーク」の発行、デイサービスセンター広報紙「木もれ陽だより」、地域密着型サービス広報誌「悠々だより」、地域活動支援センター広報紙「にこにこだより」、ボランティア情報誌の充実、町広報の活用 4. 安心生活創造事業 (1) 安心ほっと配食便 (2) 安心ほっとサロン (3) 安心ほっと生活サポート事業（地域通貨） 5. 健康地域づくり事業（軽井沢 GOGO ウォーキング） 6. 介護職員初任者研修 7. ちいき活動みほん市の企画、実施 8. 月例情報市庭の開催
地域福祉推進	1. 地区社協及び福祉活動推進員との協働 (1) 活動支援及び事業助成 (2) 福祉活動推進員研修会の開催 (3) 地区社協設置推進 (4) 健康推進事業（健康教室及びサロン） 2. 地区住民懇談会の開催 3. 地域の通いの場設置、推進、活動支援 4. 住民支えあい活動（災害時等）支援希望登録者への年賀状送付事業の実施 5. 社会福祉施設地域交流事業への助成 6. 地域密着型サービスを拠点とした、地区サロン、懇談会・介護者教室・事業相談会の開催 7. 福祉教育の推進・教育機関との協働

種 別	事業内容
総合相談事業	1. 心配ごと相談事業の実施 2. 介護相談事業の実施 3. 弁護士による高齢者・障がい者の権利擁護相談・司法書士無料法律相談 4. 子育て相談事業の協力 5. 権利擁護センターかるいざわの運営 6. 長野県生活就労支援センター“まいさぼ”出張相談所業務 7. 認知症相談室の設置 8. 障害者相談支援事業所 ○日常生活及び社会生活の情報提供 ○権利擁護の相談支援 ○サービス利用計画・モニタリングの実施
生活資金援助	1. 生活福祉資金有効活用の促進及び利子補給事業の実施 2. 生活福祉資金貸付事業への協力
関係機関との連携	1. ケアカンファレンスなどへの参加 2. 福祉・保健等行政機関との連携 3. 民生福祉委員協議会への協力 4. ボランティア団体・福祉団体の育成・支援・連携
高齢者福祉推進	1. ひとり暮らし高齢者ふれあい事業の開催 2. 老人クラブ連合会・ひとりぐらしの会への協力、助成 3. 配食サービス事業 4. 介護用品支給事業の実施 5. 福祉移送サービスの実施
児童福祉推進及び福祉学習	1. 社会福祉普及校の指定（小学校4校、中学校2校、高校2校）及び協力助成 2. 町内各校の福祉教育への協力 3. 青少年健全育成への協力 4. 軽井沢町ファミリーサポートセンターの運営 5. 児童養護施設入所児童・在宅心身障がい児等の歳末慰問
ひとり親福祉推進	1. ひとり親家庭親子遠足の実施 2. ひとり親家庭の会への協力、助成
障がい者福祉推進	1. 在宅心身障がい者（児）希望の旅事業の実施 2. 身体障害者福祉協会・聴覚障がいの会・精神保健福祉団体連合会への協力、助成 3. 在宅心身障がい者（児）等生活援助事業の実施 4. ユニバーサルスポーツ祭への協力 5. 教育支援委員会参加、協力
戦没者遺族福祉推進	1. 戦没者合同追悼式の開催 2. 戦没者追悼式への協力 3. 遺族会への協力、助成 4. 「平和の礎」記念碑周辺清掃活動の協力

種 別	事業内容	
福祉サービス 利用援護	1.日常生活自立支援事業の推進 2.権利擁護講習会 3.金銭管理財産保全サービス事業の実施・推進 4.金銭管理監視委員会の開催 5.苦情対応	
ボランティア及び 地域活動の振興	1.ボランティアセンターの運営 (1)各種ボランティア・NPO法人等への支援 (2)ボランティア育成・団体助成・活動費助成審査会の実施 (3)ボランティア保険利用促進、加入手続き (4)各種ボランティア講座の実施 (5)サマーチャレンジボランティア事業の開催 (6)災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施 (7)ボランティアセンター運営委員会の設置、運営 2.地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり 3.関係機関とのネットワークづくり、コミュニティワークの展開 4.月例情報市庭開催に関する支援	
受託事業運営	地域	1.地域福祉ネットワーク事業 (1)住民支え合いマップ作成、更新 (2)福祉サービスパンフレットの作成 (3)地区内安否確認・見守り体制の整備 (4)ネットワーク構築に向けたコミュニティワークの実践
	高齢者	1.地域支援事業（訪問・通所・短期入所型介護予防） 2.介護予防教室の開催 3.訪問入浴サービス事業 4.外出支援・移送サービス事業 5.ひとり暮らし高齢者等安心コール事業 6.高齢者住宅へ生活援助員の派遣 7.生活支援体制整備事業
	障がい者 (児)	1.地域活動支援センター管理運営 (1)就労・生活訓練及び創造的活動の実施 ・受託事業（果物加工・公衆トイレ清掃等）の実施 ・手作りはがきの製作・販売 ・裂織による作品の製作・販売 ・ビニールハウスでの花の苗・トマトの栽培 (2)オープンハウスの実施 2.入浴サービス事業（訪問・タイムケア） 3.外出支援・移送サービス事業
	災害復興支援事業への取り組み	

種 別	事業内容
介護保険事業運営	1. 指定居宅介護支援（ケアプラン作成）事業の実施 2. 指定居宅介護サービス（通所介護・短期入所生活介護・訪問介護・福祉用具貸与）事業の実施 3. 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護『まさちゃん家』・認知症対応型共同生活介護『くにちゃん家』）事業の実施 4. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
障がい者総合支援制度事業運営	障がい福祉サービス事業の実施
社協基盤強化	1. 社協会員の拡充 2. 社協財政調整基金の積み立て
その他	1. 「紙の門松」の配布 2. 災害援護事業 (1) 災害見舞金の支給 (2) 義援金の募集 (3) 支援金の募集 3. 日本赤十字社事業への協力 (1) 日赤活動資金の募集強化 (2) 赤十字奉仕団への協力、助成 4. 共同募金会事業の実施 5. 戸別・法人寄付者の増強

3 重要な課題の整理

地域の現状を踏まえ、計画策定に向けた重要課題を次のように整理しました。

【自助・互助・共助・公助について】

さまざまな福祉課題が存在する現代においては、自助・互助・共助・公助の適切な仕組みを構築し、地域に根付かせることが大切です。そのためには、地域福祉以外の保健や医療などにかかわる取り組みやサービスの提供体制の充実なども重要です。

アンケート調査結果をみると、「隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない」「近所付き合いはしない」という方は合わせて1割程度となっています。また、近所に住む人への支援について「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が合わせて約3割となっています。隣近所との付き合いが全くない人が一定数いることに加えて、支援したいとは思っているものの自分自身にその余裕がなく、行動ができない人が多いというのも現状です。一方で、地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取り組みとして「声かけ・見守り活動」が最も多かったこと、関係団体調査結果において、地域の中で不足している点として「世代間の交流が少ない」「隣近所との交流が少ない」を挙げる意見が多かったことから、地域住民同士の交流が重要とみなされていることがうかがえます。

地域の住民を含め、誰もが福祉の受け手・担い手であるという意識をもち、福祉事業者や活動団体の育成や住民参加、地域ぐるみの福祉推進体制をいっそう強化していく必要があります。

【地域や住民を支援する環境の整備について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、雇用・就労などに関する状況は、さらに厳しいものになっています。このような社会環境を背景に、生活困窮状態となる可能性の高い世帯が増えつつあります。統計データにおいて、町の保健福祉課における「心配ごと相談及び民生委員・児童委員への相談の状況」でも【生活問題】に関する相談件数が最も多くなっています。

また、高齢の親が長年ひきこもっている子どもと同居していることで起こる課題である「8050問題」や、介護と育児など、複数のケアに同時に取り組んでいる世帯（「ダブルケア」）が抱える複合的課題、サービス利用拒否やホームレス状態、ごみ屋敷、不登校などの使える制度がない「制度の狭間」にある課題など、住民が抱える生活課題はいっそう多様化・複雑化しています。

地域福祉も含めた、高齢者や障がい者、子ども・子育てに関する各福祉分野との連携を図るとともに、支援を必要とする対象者の属性を問わず、一体的な支援を行う「重層的支援体制」の視点から、より効果的かつ全庁的な取り組みのもと地域福祉を推進していく必要があります。

関係団体調査結果において、軽井沢町において必要な施策として「地域などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」「支援を必要とする人の多様な希望に応えられるよう、豊富な種類のサービスを用意する」などが多く挙げられたことから、多様な生活課題を受け止め、適切な支援へつなげる体制づくりが求められています。

【地域福祉や地域活動を支える人づくりについて】

地域福祉や地域活動を支える人づくりを進めるためには、地域で支えあう心の醸成、具体的な支援活動を実行するボランティアの育成、さらに、専門的な知識や技術をもとに保健・福祉業務に携わることができる人材育成まで、さまざまな取り組みが必要です。しかし、地域福祉・地域活動の担い手の不足・高齢化が町の課題として顕在化しており、新たな担い手を確保し育成していくことが求められています。

アンケート調査結果をみると、ボランティア活動などに関しては「福祉施設訪問や福祉施設内での活動・行事のお手伝い」「健康づくりに関する活動や保健事業、献血等への協力」において、平成29年度調査結果と比較し参加者の割合がやや減っています。また、ボランティア活動へ参加しやすくなる条件については、前回調査同様「自分にあった時間や内容の活動であること」が最も多く、さまざまな時間帯や環境で参加できるボランティア活動などをより増やしていくことが課題となります。

また、地域で活動している団体が活動していくうえで町に求めることとして、「活動上必要な情報の提供」「団体や活動についてのPR」「リーダー養成への支援」などが多く挙がっています。福祉に関する積極的な情報発信・提供を行うとともに、この情報発信を通して福祉の担い手の掘り起こしを図ることの重要性がうかがえます。

【地域の活性化について】

いきいきとした地域づくりのためには、住民の安定した生活を確保することが重要です。また、町においては、さまざまな地域活性化の取り組みと連携した地域福祉活動の展開を図ることが必要です。特に、軽井沢町で行う独自の地域福祉活動や経済活動の活性化、健康などをテーマとした取り組みや、ボランティア活動などを含む新たな取り組みを展開していくことが重要です。

※本文に登場する統計データ及びアンケート調査の結果については、軽井沢町公式ホームページの特設サイト (<https://www.town.karuizawa.lg.jp/>) をご覧ください。

QRコードはこちら



第3章 計画の基本理念と目標

1 基本理念

軽井沢町は、町の施策推進の基本である新たな「第6次軽井沢町長期振興計画・基本構想」において、「～豊かな自然と共生する～ 人と自然が文化で築く 環境先進都市 軽井沢」を将来都市像に掲げ、住民がまちに愛着や誇りを持ち、かつ持続可能なまちづくりを展開していくことを目指しています。

本計画と連携しながら、一体的に地域福祉を推進する「第4次軽井沢町地域福祉計画」では、「誰ひとり取り残さないまち」の実現を目指して、高齢者・障がい者・子どもなどを含むすべての住民の暮らしを支える「地域共生社会」の実現を目指しています。

町社会福祉協議会が策定・推進する「地域福祉活動計画」においても、町の「地域福祉計画」との連携・協働のもと地域福祉を推進することが必要であることから、共通の基本理念を掲げ、町民や関係主体と手を携えながら新しい地域づくりにつながる地域福祉の取り組みを進めるものとします。

私たちは、優れた自然環境の中で、地域福祉のまちづくりを通して、軽井沢の財産を育み、豊かな未来へつなぐことを目指します。

また、一人ひとりの幸せを希求する、地域に根ざしたさまざまな取り組みが、新しい軽井沢町をつくることにつながるという意識を持って、第3次計画に引き続き、計画の愛称を「**みんなであゆむ 軽井沢ほっと計画**」とし、多くの人々の理解と参画、協力を求め、その実現を目指します。

基本理念

誰ひとり取り残さないまち 軽井沢

計画の愛称： **みんなであゆむ 軽井沢ほっと計画**

2 計画の目標

基本理念の実現に向けて、本計画では以下の5つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

基本目標1 健やかで安心な生活を支えるまちづくり

住民の健康でいきいきとした生活を支える保健・医療・福祉サービスの充実に努めるとともに、町の保健福祉サービスの総合拠点である「木もれ陽の里」の機能強化・アクセス性の向上を図ります。また、誰もが不安を抱えることなく暮らすことができるよう、福祉に関する相談支援体制及び多様な媒体を活用した情報提供体制の整備に努めます。

基本目標2 子育てを地域で支えるまちづくり

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を町全体で支えるため、子育てを支援する体制の整備と、子どもたちが安全かつ心豊かに過ごすことができる環境整備を推進します。加えて、支援を必要とする子ども及び子育て家庭への支援策の充実に努めます。

基本目標3 健康寿命の延伸と介護が必要になっても安心できるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進するとともに、健康づくりに向けた取り組みや介護予防・機能訓練などの自立生活確保を支援するサービス・取り組みの充実に努めます。また、年代に応じた健康づくりに加えて、高齢者や障がい者が地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、就労支援や生きがいづくりへの支援を推進します。

基本目標4 障がい等にかかわらず誰もが幸せに生活できるまちづくり

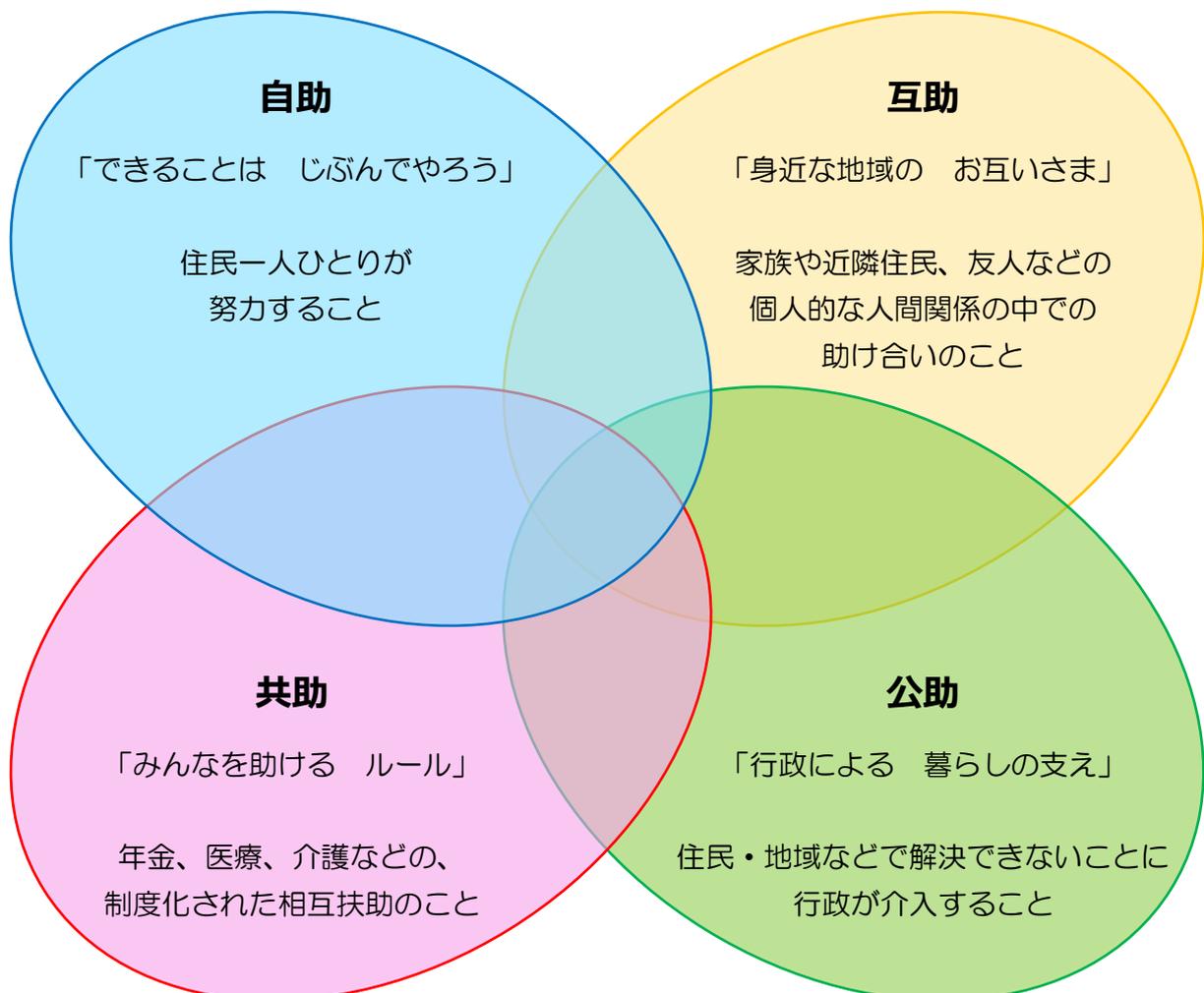
権利擁護や虐待・家庭内暴力対策などの充実に努め、障がい者や高齢者が地域で不安なく暮らせる環境づくりを図ります。また、交通安全対策や防犯対策、外出・移動支援などの充実を通して住民がいきいきと活動できるまちづくりを推進するとともに、緊急時に備えた地域防災対策を推進します。

基本目標5 自助・互助・共助・公助による支えあいのまちづくり

地域住民同士のさまざまなつながり・交流を推進することで支えあいの心を醸成し、地域福祉を「我が事・丸ごと」の視点で包括的に捉え、ともに生きる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを展開します。また、町全体で地域福祉を推進していくため、小さい頃からの福祉教育、町全体での意識啓発活動の展開、福祉を担う人材の発掘・育成を図るとともに、地域福祉において中核的な役割を担う社会福祉協議会の機能強化や、福祉に携わるボランティアやNPO法人、活動団体などのネットワーク化を推進します。加えて、地域住民の多様化・複雑化する生活課題に対応し、支援する体制の充実・強化を図ります。

○地域福祉を進めるための視点

地域福祉の推進においては、推進する主体のそれぞれが、役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。そのためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点を組み合わせ、重層的に取り組みを推進することが重要となります。



3 施策の体系

基本目標	基本施策	推進施策
基本目標1 健やかで安心な生活を支えるまちづくり	(1) 質の高い保健・福祉・医療サービスの確保	①保健福祉複合施設「木もれ陽の里」の拠点性の充実と新たな役割
		②適切な苦情処理の推進
	(2) 情報提供・相談支援の充実	③サービス評価及びサービスの質的向上の促進
		①福祉関連情報提供の充実
基本目標2 子育てを地域で支えるまちづくり	(1) 子どもの安全対策	②総合的な相談支援ネットワークの確立
	(2) 子育て支援の充実	①子どもの安全対策
基本目標3 健康寿命の延伸と介護が必要になっても安心できるまちづくり	(1) 健康寿命の延伸	①子ども・子育て支援体制の推進
		②支援を必要とする子育て家庭への支援の推進
	(2) 長寿社会における安全・安心、生きがい・就労体制の推進	②高齢者保健福祉体制の推進
		③保健・福祉・医療の連携
基本目標4 障がい等にかかわらず誰もが幸せに生活できるまちづくり	(1) 生活支援体制の充実	①高齢者の安全対策
		②高齢者などの就労支援
		③高齢者や障がい者の生きがい支援
	(2) 生活環境対策の充実	④余暇活動の促進
		①権利擁護の推進
		②虐待・家庭内暴力の防止やいじめ問題の推進
		③障がい者支援体制の推進
基本目標5 自助・互助・共助・公助による支えあいのまちづくり	(1) 福祉教育・人づくりの推進	①人と自然にやさしい豊かな地域環境の整備
		②地域安全(防犯・安全対策)の確保
		③別荘地も含めた総合的な地域防災対策の推進
	(2) 社会福祉協議会の機能強化	④外出・移動支援の充実
		⑤交通環境の改善
		①住民の意識啓発及び人権・福祉教育の推進
		②福祉ボランティア学習の推進
		③福祉人材育成の推進
	(3) ボランティア・NPO法人活動の促進	①住民の理解促進
		②社会福祉協議会の機能の強化
		①ボランティア活動基盤の充実
		②青少年のボランティア活動への参加促進
	(4) 地域活動の育成とネットワークの形成	③団塊世代のボランティア活動などへの参加促進
		④NPO法人や住民活動団体への支援及びネットワーク化
		①地域コミュニティ組織の育成・支援
	(5) 男女共同参画促進と住民福祉の増進	②活動組織のネットワーク化促進
		③地域福祉活動拠点の充実
		①男女共同参画意識の啓発
	(6) 交流の活性化	②男女共同参画の促進
③住民全般の福祉増進		
①気軽に参加できるつどいの場と機会づくり		
②住民相互交流の促進及び人にやさしい地域文化の醸成		
(7) 多様化・複雑化する生活課題に対応する支援の充実	③世代間交流の促進	
	④多様な交流の促進	
	①生活困窮者への支援	
	②ひきこもり状態の人への支援	
	③再犯防止の推進	
	④多様な生活課題への対応強化	
	⑤自殺対策の推進	

第4章 施策の内容

1 健やかで安心な生活を支えるまちづくり

(1) 質の高い保健・福祉・医療サービスの確保

【基本方向】

軽井沢町における、保健福祉サービスの総合拠点である「木もれ陽の里」の機能充実を図るとともに、苦情に対する適切な指導・改善や、サービス評価などによる保健・福祉・医療サービスの質の向上を図ります。

【推進施策】

①保健福祉複合施設「木もれ陽の里」の拠点性の充実と新たな役割

福祉に関する情報提供・相談支援及び各種サービスの中核的な拠点となる「木もれ陽の里」の機能充実に努めるとともに、町内循環バスなどによる公共交通アクセスの確保・充実を図ります。また、今後の「木もれ陽の里」の運用方針及び保健福祉複合施設としてのあり方について検討していきます。

「主な担い手」欄の凡例

- ：主な役割を担う
- △：支援や協力など、一定の役割を担う
- －：現状は役割を担っていない

<実施事業>

事業・取組	町保健福祉課との情報・事業連携										
概要	○介護保険分野における定期的な会議の開催、情報交換などを行います。 ○介護保険分野以外においても、定期的な情報交換などの機会を設けます。										
本計画における方向性	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、会議の開催を見送ることが多くなったことを受けて、十分な感染症対策を講じるとともに、オンラインなどを用いた会議の実施についても検討します。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	－	○	－	△		継続	継続	継続	継続	継続

②適切な苦情処理の推進

サービスの利用がより効果的なものとなるよう、相談窓口において受け付けた保健・福祉サービスなどに関する苦情を各専門機関や窓口、該当サービス提供者につなげるとともに、適切な指導・改善などを行います。

<実施事業>

事業・取組	居宅介護支援（苦情対応）										
概要	○サービス利用者からの“声”を、今後の事業運営に活用します。										
本計画における方向性	適切な苦情処理の実施に向け、苦情対応マニュアルの作成に取り組みます。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	ヒヤリ・ハット活動										
概要	○全職員が、日々の業務においてひやりとした経験を報告・共有することで、研鑽を通じた安全な業務実施を図ります。										
本計画における方向性	職員が同一の見解の下で報告することが必要であることから、ヒヤリ・ハットに関する検討会などの開催を通じて意識の共有を図ります。また、ヒヤリ・ハット活動によって報告内容に関する検討を行います。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	苦情対応										
概要	○福祉サービス利用者や社会福祉協議会に関係する方々から受けた苦情・要望をサービスの質の向上につなげます。 ○第三者委員により、苦情対応について評価を仰ぎます。										
本計画における方向性	適切な苦情処理の実施に向け、苦情対応マニュアルを更新していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	△	—		継続	継続	継続	継続	継続

③サービス評価及びサービスの質的向上の促進

民間によって提供されるサービスについて、サービス提供事業者による自己評価及び第三者による評価を促進し、サービスの質の向上に努めます。

行政によって提供されるサービスについては、サービスの客観的評価を行うとともに、評価に基づくさらなるサービスの質の向上に努めます。

サービスの改善・向上を図るため、アンケート調査などを活用した住民意識の把握を定期的に行います。また、民生委員・児童委員や自治会などと連携しながら、住民が持つ福祉ニーズの把握に努め、サービスの充実を図ります。

＜実施事業＞

事業・取組	小規模多機能型居宅介護サービス評価										
概要	○第三者評価・自己評価及び介護サービス情報公開制度に則り、事業所のサービス提供状況及び事業所情報などを町担当課へ提供します。										
本計画における方向性	評価を円滑に実施するためのスケジュールを十分に確保したうえで評価に取り組みます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	認知症対応型共同生活居宅介護サービス評価										
概要	○第三者評価及び介護サービス情報公開制度に則り、事業所のサービス提供状況及び事業所情報などを町担当課へ提供します。										
本計画における方向性	主となる業務との調整を図ったうえで、円滑に実施するためのスケジュールを十分に確保したうえで評価に取り組みます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	サービス評価										
概要	○介護サービス情報公表制度に則り、事業所のサービス提供状況ならびに事業所情報などを県担当課に提出します。										
本計画における方向性	介護サービスに関する情報について、県に対してのみならず、介護保険利用者をはじめとする町民に対しても、わかりやすく提供していきます。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	居宅介護支援サービス評価										
概要	○社協居宅介護支援を利用している方を対象に、利用者アンケートを実施します。										
本計画における方向性	利用者アンケートの結果をもとに、業務の振り返りを行い、サービスの質及び職員の資質の向上に努めます。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		—	実施	—	—	実施
事業・取組	第三者評価事業										
概要	○第三者委員会を設置し、利用者からの声をもとに、よりよい福祉サービスの展開に向け、職員の資質向上に努めます。										
本計画における方向性	第三者委員会の役割を明確にするとともに、外部機関との協力も視野に入れながら、サービスを評価する仕組みの構築を図ります。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	苦情対応【再掲】										
概要	○福祉サービス利用者や社会福祉協議会に関係する方々から受けた苦情・要望をサービスの質の向上につなげます。 ○第三者委員により、苦情対応について評価を仰ぎます。										
本計画における方向性	適切な苦情処理の実施に向け、苦情対応マニュアルを更新していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	△	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	金銭管理財産保全サービス事業監視委員会										
概要	○事業を円滑に運営するとともに、事業の適正さを確保するための委員会を設置します。 ○委員会では、3名の監視委員を設置します。										
本計画における方向性	必要に応じて長野県社会福祉協議会と連携することで、効果的な事業運営に努めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

(2) 情報提供・相談支援の充実

【基本方向】

サービス利用者一人ひとりが、求めている保健・福祉サービスについての情報を正確に得られるよう、情報のバリアフリー化に配慮しながら、多様な媒体を活用した情報提供に努めます。

また、地域住民の抱える多様な生活課題の解決が速やかに図られるよう、町内の各種相談窓口について広く周知するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、関係機関などと連携した総合的な相談体制の整備に努めます。加えて、相談機関相互の連携や情報共有、体系化、相談業務に従事する職員の資質向上を図ります。

【推進施策】

①福祉関連情報提供の充実

住民が福祉サービスなどの情報を容易に入手できるとともに、サービスを有効に活用することができるよう、高齢者の暮らしや介護、障がい、子育てに関する福祉ガイドブックの作成と更新・刷新・配布を行います。

ホームページや町公式SNS（LINE、Twitterなど）の利用などにより、子どもや高齢者、障がい者にもわかりやすい情報提供に努めます。

高齢者や障がい者、外国籍の人など、情報入手においてハンディキャップを有する人々に対しても地域や福祉に関する情報が十分に提供されるよう、外国語表記による情報提供や手話通訳者の派遣、点訳などによる情報提供のバリアフリー化・情報格差の縮小に努めます。

<実施事業>

事業・取組	社協報「あったかネットワーク」の発行										
概要	○町・関係機関、町民などから幅広く情報を収集します。 ○社会福祉協議会の事業や福祉に関する情報について、2か月に一度発行する社協報「あったかネットワーク」にて住民に広報します。 ○新聞の折り込みを活用して、住民への情報発信を行います。										
本計画における方向性	特定の層だけでなくより多くの方に関心を持ってもらえるよう、社会福祉協議会の情報に加えて、読者のためとなる福祉の知識紹介や情報発信を行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	ボランティア情報誌の発行										
概要	<p>○町・関係機関、町民などから幅広く情報を収集します。</p> <p>○ボランティア活動に関する情報について、2か月に一度発行する情報誌にて住民に広報します。</p> <p>○ボランティア情報誌の区配布を実施します。(隣組回覧)</p>										
本計画における方向性	町ボランティアセンターに関心を持ってもらえる情報誌づくりに取り組みます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	福祉サービス一覧表の発行										
概要	<p>○町・関係機関から情報を収集します。</p> <p>○町の福祉サービスや制度、相談先に関する情報をまとめたリーフレットを作成します。</p> <p>○作成したリーフレットを、民生福祉委員を通じて町内のひとり暮らし高齢者や障がいのある人のいる世帯に配付します。</p> <p>○広く町民に情報が行き届くよう、リーフレットの配布方法について検討します。</p>										
本計画における方向性	福祉サービス一覧表の発行・配布について、より広く住民に情報が行き届くものとなるよう検証します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	△		—	—	実施	—	—

事業・取組	ホームページの更新										
概要	○社会福祉協議会のホームページについて、発信する情報の充実に努めるとともに、リンク先の拡大を図ります。										
本計画における方向性	ホームページの内容について、町民のニーズに沿ったものか調査し、必要に応じたリニューアルを行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	ボランティアセンターホームページの更新										
概要	○ボランティア活動に関する情報が多くの方に届くよう、ホームページを運営します。										
本計画における方向性	定期的な情報更新を行います。また、インターネット上での情報収集が紙媒体と同様に一般化するよう利用環境を整備します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	—	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

②総合的な相談支援ネットワークの確立

住民の多岐に渡る生活課題に対応するとともに、必要としているサービスを受けることができるよう、保健福祉複合施設「木もれ陽の里」における町保健福祉課の相談窓口を中心とした総合相談支援体制を整備します。

また、町とともに相談支援体制を構築する社会福祉協議会や地域の民生委員・児童委員、障がい者やその家族を支援する相談支援専門員、関係機関などとの情報共有などによる連携強化・ネットワーク化を推進し、相談者を専門の相談窓口・必要な支援へとつなぐことができる体制整備を図ります。

町及び地域で相談支援業務に従事する職員・従事者の確保に努めるとともに、研修の開催などを通じた資質向上を図ります。

＜実施事業＞

事業・取組	心配ごと相談事業										
概要	○民生福祉委員と人権擁護委員によって、住民の心配ごと相談に対応するとともに、相談内容について関係機関につなぎます。毎月10日に実施しています。										
本計画における方向性	現代社会の複雑・複合化した相談者の課題に対し、安心して話してもらえる環境づくりと、適切な機関へつなぐ支援を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	△	—	△	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	司法書士無料法律相談										
概要	○借金問題や消費者被害、相続、成年後見や権利擁護などにかかわる法的相談に対応し、問題解決を図ります。年3回実施します。										
本計画における方向性	住民の生活に身近な司法に関連した相談の解決につなぐ支援と、ニーズの多い講座の開催を実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	△	—	△	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	権利擁護法律相談										
概要	○法的な相談に弁護士が対応し、問題解決を図ります。年3回実施します。										
本計画における方向性	基本的人権を尊重し、人権侵害の排除と改善・その他権利擁護につなぐ支援を行うとともに、ニーズの多い講座を開催します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	介護相談事業										
概要	○介護が必要になっても、住み慣れた自宅・地域で生活を送ることのできるよう、さまざまな福祉制度及び福祉サービスを有効に活用し、在宅での生活継続に向けた介護に関する相談に対応します。										
本計画における方向性	さまざまな相談に対応できるように資質向上に努めます。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	認知症相談室										
概要	○地域密着型小規模多機能型事業所内に、認知症に関する相談を行うことのできる「よろず相談処」を設置し、相談対応を行います。 ○地域包括支援センターが主催するオレンジカフェと協力しながら、随時相談を受け付けます。										
本計画における方向性	今後も認知症の方とその家族が増えることが見込まれることから、現在の相談支援体制を維持できる人員確保に努めます。また、気軽に相談できる雰囲気づくりを図ります。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	障害者相談支援事業										
概要	○障がいのある人・児童が地域で主体的な生活を送ることのできるよう、地域資源や関係機関などとの連携・調整を図りながら相談支援やマネジメントを行います。										
本計画における方向性	相談支援対応人員の確保に努めます。また、ケースや業務に関する情報共有を推進するため、相談支援専門員が同一の部署で業務に当たることができるよう改善を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	福祉総合相談事業										
概要	○各種福祉相談を実施するとともに、必要に応じて担当係及び関係機関につなげます。										
本計画における方向性	相談ネットワーク体制の充実を図ります。また、定期的に関係機関間における会議の開催や、情報交換を行う機会の設置に努めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

2 子育てを地域で支えるまちづくり

(1) 子どもの安全対策

【基本方向】

軽井沢町に暮らす子どもが健やかに成長する環境整備を図るため、子どもの安全対策に向けた取り組みを推進します。

【推進施策】

①子どもの安全対策

町内のパトロールや自主的な防犯活動の強化、地域住民による見守り活動の推進による町と地域の連携により犯罪や交通事故を防止する機能の強化を図ります。また、子ども自身の危機回避能力向上を図るため、交通安全教育・防犯教育などの充実に努めます。

子どもが犯罪被害や事故に遭うことがないよう、地域環境の改善に努めます。また、児童相談所や学校、警察、自治会などの関係者との情報交換・連携を強化し、危険箇所の把握や安全対策に関する情報共有を図ります。

子どもたちをいじめから守るため、「軽井沢町いじめ防止基本方針」に沿ったいじめの未然防止・早期発見と適切な対応に努めます。

商業施設が集積している町の特性を活かした、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進していきます。

<実施事業>

事業・取組	意識啓発事業										
概要	○地域で子育てを支える講演会を開催し、意識啓発を図ります。										
本計画における方向性	福祉課題の多様化・複雑化や隣近所での支えあい意識・機能の低下を踏まえて、いじめや虐待のみならず、地域全体で子どもを見守る、地域で子育てを支える意識の醸成に目を向けた啓発活動に取り組みます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	△	○		継続	継続	継続	継続	継続

(2) 子育て支援の充実

【基本方向】

子育て支援センター「るるばる」や保健センター（子育て世代包括支援センター）、保育園、幼稚園、児童館などによる子育て支援に努めるとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを図ります。また、発達特性をもつ子どもへの支援や、子ども及び子育て家庭の貧困対策、ひとり親家庭、ヤングケアラーなどの生活課題を抱える子育て家庭への支援を図ります。

【推進施策】

①子ども・子育て支援体制の推進

「軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、町内の教育・保育施設を整備していくとともに、町内の子どもとその保護者の暮らしを支える各種施策を展開し、子どもの健全な成長を支援します。

保護者の抱える悩みや不安・ストレスを受け止め適切な支援を図ることができるよう、子育て支援センター「るるばる」及び子育て支援センター内の「子ども家庭総合支援拠点」、保健センター（子育て世代包括支援センター）などの相談支援体制を充実させます。

地域ぐるみで子育てを支えるため、保護者からの相談対応を行う相談員（サポーター）、アドバイザー、カウンセラーなどの育成を図ります。また、子育てをしている保護者などによる自主的なサークル活動を支援し、コミュニケーションが図れる場所の充実に努めます。

<実施事業>

事業・取組	子育て団体等の支援										
概要	○学校や子育て支援センター、保育園などとの連携を図ります。 ○ひとり親家庭の会などの活動支援を行います。また、町内の母子・父子家庭同士の交流・親睦を深める機会を提供します。										
本計画における方向性	前期計画から継続して、ひとり親家庭の会の活動を支援し、身近で相談・交流を行うことのできる場として支援していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	ファミリーサポートセンター事業										
概要	○地域において育児に関する援助活動を行うファミリーサポートセンターの運営を行います。										
本計画における方向性	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、会員相互の育児に関する援助活動を支援していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	○	○		継続	調整	調整	調整	調整

事業・取組	歳末慰問事業										
概要	○在宅の心身障がい児や児童養護施設の児童、交通災害遺児などに図書カードを配付します。 ○児童養護施設には社会福祉協議会、在宅の児童については民生福祉委員による慰問を行い、慰問品を届けます。										
本計画における方向性	対象となる児童の個人情報取扱いに留意しながら、前期計画から継続して事業を実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

②支援を必要とする子育て家庭への支援の推進

発達特性をもつ子どもの早期発見・早期療育を図るため、多職種連携による支援体制を強化するとともに、整備中の町児童発達支援センター及び児童発達支援事業所「にじいろポケット」などの活用を推進します。

家庭が経済的な問題を抱えていることによって「相対的貧困」の状態にある子どもを支援し、成長後も再び貧困層となってしまう「貧困の連鎖」を断ち切るため、子どもの貧困状況の把握に努めるとともに、適切な支援へとつなげる体制の整備を図ります。また、貧困状態にある子どもの居場所づくりや学習支援の方策について検討します。

母子・父子などのひとり親家庭や寡婦家庭などに対する、資金貸付などの金銭的支援や就労支援を充実させます。

通学や仕事をしながら、障がいや病気のある親や祖父母、きょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」について、町内における実態把握と具体的な支援策の検討を図ります。

<実施事業>

事業・取組	障害者相談支援事業【再掲】										
概要	○障がいのある人・児童が地域で主体的な生活を送ることのできるよう、地域資源や関係機関などとの連携・調整を図りながら相談支援やマネジメントを行います。										
本計画における方向性	相談支援対応人員の確保に努めます。また、ケースや業務に関する情報共有を推進するため、相談支援専門員が同一の部署で業務に当たることができるよう改善を図ります。 加えて、児童発達支援事業所などの障がい児の暮らしを支える資源開発を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

3 健康寿命の延伸と介護が必要になっても安心できるまちづくり

(1) 健康寿命の延伸

【基本方向】

軽井沢町に住む高齢者が健康で長生きできるよう、保健・福祉・医療の連携による適切なサービスの提供、医療サービスの充実、年代に応じた健康づくりに向けた取り組みの推進を図ります。

保健・医療・福祉の連携により、介護保険制度や障害者総合支援制度と連携した生活支援体制整備・サービスの充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進します。

【推進施策】

①高齢者保健福祉体制の推進

「軽井沢町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく高齢者保健福祉施策及び適切な介護保険給付を推進し、高齢者の心豊かでいきいきとした暮らしを支えます。

また、「地域包括ケアシステム」を深化させるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域住民同士の支えあいや専門職などの連携による「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

<実施事業>

事業・取組	訪問介護事業										
概要	○要介護状態にある高齢者を対象にホームヘルプサービス(訪問介護)を提供します。 ○介護保険適用外の方に対しては、自費にて訪問サービスを提供します。										
本計画における方向性	自費サービスの料金設定について、必要に応じて見直しを行います。また、利用者の施設入所が発生した場合の利用者枠のあり方について検討を行います。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	通常規模型通所介護事業										
概要	○施設に通所していただき、日常生活上の自立支援と機能訓練を通して、心身の機能の維持を図るとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。										
本計画における方向性	事業運営の目標達成に向け、求められる職員の確保と体制整備を図ります。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	短期入所生活介護（ショートステイ）										
概要	○施設に短期間入所していただき、日常生活上の自立支援及び機能訓練を通して、心身機能の維持を図るとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。										
本計画における方向性	事業運営の目標達成に向け、求められる職員の確保と体制整備を図ります。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	居宅介護支援事業										
概要	○要介護認定者の在宅生活の継続に向け、適正な介護サービスを利用できるよう、介護サービスの利用調整を行います。 ○利用者が介護サービスを利用しても住み慣れた地域で孤立せず、地域の一員として暮らしていくことのできる仕組みづくりを、地域住民・関係機関と連携・協力しながら推進していきます。										
本計画における方向性	事業運営の目標達成に向け、求められる職員の確保と体制整備を図ります。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	小規模多機能型居宅介護										
概要	○住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者登録制を設け、「通い」サービスを中心に、「泊り」、「訪問」を組み合わせる在宅介護を支える機関として活動します。 ○地域住民とともにニーズに応じた迅速かつ柔軟なサービス提供、地域振興を念頭に社会福祉協議会が提供するサービスとして関係機関と連携・協働しながら事業を推進します。										
本計画における方向性	介護職員の人材不足解消に向けた取り組みを検討・実施します。また、利用者の快適な利用と、利用者の家族との信頼関係の構築に努めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	認知症対応型共同生活介護										
概要	○認知症高齢者の衣食住について、介護スタッフが支援を行い、共同生活の場を提供します。										
本計画における方向性	介護職員の人材不足解消に向けた取り組みを検討・実施します。また、利用者が快適に利用できる環境づくりに努めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	福祉用具貸与事業										
概要	○介護を必要とする人に対し、主に車いすや電動ベッドなどの適切な福祉用具を貸与し、在宅生活及び利用者の生活の質の向上を図ります。										
本計画における方向性	料金設定について検討し、新規利用の拡大を図るとともに、用具の搬入・搬出時の体制について検討を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	高齢者住宅の管理・受託										
概要	○65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯向けの町営住宅(10世帯)の管理を行います。										
本計画における方向性	入居者同士の交流機会の提供及び入居者の定期的な健康相談・血圧測定等を行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	介護職員初任者研修										
概要	○介護予防・生活支援サービス及び介護業務に従事する担い手の養成を図ります。										
本計画における方向性	引き続き事業を通して介護職員の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより研修が中止になった場合の調整・受講者の制限・確保などについて検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	介護講座・認知症に関する講座										
概要	○介護や認知症について理解を深めることのできる講座を開催します。										
本計画における方向性	町の地域包括支援センターと連携しながら、継続して講座を開催します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	安心生活創造事業										
概要	○社会資源を活用し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人の世帯などへの支援（「見守り」・「買い物支援」・「ごみ捨て」・「雪かき」など）を行うことにより、地域で安心して暮らすことのできる支えあいの仕組みを構築します。 ○ニーズ把握、地域の中で支えあえる体制づくり、安定的な地域の自主財源の確保を図ります。										
本計画における方向性	区に加入しない世帯が増加していること、地域の中での支えあいが一部住民に偏りつつあることを踏まえながら、避難行動要支援者名簿と連携した地域での支えあい、見守り体制づくりを図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	安心ほっと生活サポート										
概要	○地域通貨ルイザを活用した住民同士の支えあいを推進します。 ○安心ほっと会員、サポート会員、運営協力会員の登録制度を運営します。 ○ごみ捨て、買い物代行、雪かきなどの日常のちょっとした困りごとをご近所同士で支えあい、見守りあう仕組みづくりを行います。										
本計画における方向性	サポートを行える会員の確保を図り、地域での支えあい、関係づくりを推進するため、事業の周知に努めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	安心ほっとサロン										
概要	○日常生活に必要な食品などの買い物に困っている人を対象に、「木もれ陽の里」での体操・サロン活動と買い物支援を組み合わせた事業を実施します。										
本計画における方向性	対象となる高齢者などが今後も多く見込まれることから、継続して事業実施に取り組みます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	—	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	安心ほっと配食便										
概要	<p>○高齢者世帯及び身体障がい者世帯に生活状況と安否の確認を含め、1年365日、昼食と夕食の確保を行います。</p> <p>○社会福祉協議会の厨房でお弁当を作り、栄養士による栄養管理をされた食事を提供します。</p> <p>○ヘルパーによるお弁当の配達と安否確認を行います。</p>										
本計画における方向性	継続して事業実施を行うとともに、事業規模に合わせて人員配置や食事提供の上限数について検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	配食安否確認事業										
概要	<p>○65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及び心身に障がいのある方のいる世帯を対象に配食サービスを提供するとともに、安否確認を行います。</p>										
本計画における方向性	心身に障がいのある方のいる世帯、また今後も増え続ける高齢世帯へ、食事の支援と安否確認を行うことで、生活上での不安を和らげる支援を図っていきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	地域福祉支援システム										
概要	<p>○ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者のいる世帯などに関する情報や福祉サービス、地域の中の見守りや支えあい活動の状況などを一元的に管理するシステムの構築を図ります。</p> <p>○支え合いマップと連動させることにより、住民の安否確認ができるようにしていきます。</p>										
本計画における方向性	支援者の確保を図るため、民生委員や自主防災会などと連携した取り組みを推進します。また、「災害時支え合いマップ」の更新を定期的に行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

②保健・福祉・医療の連携

高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児などを含む地域住民に対応するケアなどに必要な保健・医療・福祉サービスが適切に確保されるよう、また、救急医療が確実に提供されるよう、町と関係機関相互の連携を確保・強化します。

また、年代・ライフステージに応じた健康づくり活動、各種健診・検診及び保健指導の充実、生活習慣病予防・早期発見・重症化予防に係る取り組み、介護予防に係る取り組みを充実させ、住民の健康の保持・増進を推進するとともに、健康寿命の延伸を図ります。加えて、町内の保健事業についてまとめたパンフレットなどを作成し、事業の周知を図ります。

＜実施事業＞

事業・取組	小規模多機能型居宅介護【再掲】										
概要	<p>○住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者登録制を設け、「通い」サービスを中心に、「泊り」、「訪問」を組み合わせる在宅介護を支える機関として活動します。</p> <p>○地域住民とともにニーズに応じた迅速かつ柔軟なサービス提供、地域振興を念頭に社会福祉協議会が提供するサービスとして関係機関と連携・協働しながら事業を推進します。</p>										
本計画における方向性	介護職員の人材不足解消に向けた取り組みを検討・実施します。また、利用者の快適な利用と、利用者の家族との信頼関係の構築に努めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	民生福祉委員会との協働										
概要	○民生福祉委員と連携・協力し、住民の福祉増進活動を行います。										
本計画における方向性	担当地区により民生委員一人あたりの受け持ち世帯数に格差があることから、受け持ち世帯数の平準化について検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	居宅介護支援事業【再掲】										
概要	<p>○要介護認定者の在宅生活の継続に向け、適正な介護サービスを利用できるよう、介護サービスの利用調整を行います。</p> <p>○利用者が介護サービスを利用しても住み慣れた地域で孤立せず、地域の一員として暮らしていくことのできる仕組みづくりを、地域住民・関係機関と連携・協力しながら推進していきます。</p>										
本計画における方向性	事業運営の目標達成に向け、求められる職員の確保と体制整備を図ります。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	介護予防・日常生活支援事業										
概要	<p>○高齢者が自ら介護予防に取り組み、自立した暮らしを続けることのできるよう、介護予防推進と日常生活の困りごとを住民同士で支えあう、新たな生活支援サービスの構築を図ります。</p> <p>○「生活支援」「外出支援」「通いの場」を主軸として、小学校区に分けた第2層協議体及び第2層協議体の役員と団体による第1層協議体により、町民互助による支えあい活動の創出に向けた協議・検討を行います。</p>										
本計画における方向性	町担当者との連携を強化し、事業進捗の報告や相談を随時行うことのできる体制づくりを図ります。事業の線引きを厳密にするのではなく幅広く関連事業についても同時に検討することにより本事業に広がりを持たせることを図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	生活支援体制整備事業										
概要	<p>○「誰もが自分らしくいつまでもこの地域で暮らし続けることができるまち」を目標に置き、効果的な介護予防の確立と生活支援サービスの充実を図るとともに、地域の支えあい体制づくりを構築します。</p> <p>○第1層協議体・第2層協議体の会議の開催を通し、地域の困りごとの把握と解決方法の検討を図ります。</p>										
本計画における方向性	町担当者との連携を強化し、事業進捗の報告や相談を随時行うことのできる体制づくりを図ります。事業の線引きを厳密にするのではなく幅広く関連事業についても同時に検討することにより本事業に広がりを持たせることを図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	地域の通いの場										
概要	○住民が主体となって地域の公民館などで介護予防運動などを定期的に行う場の設置を行うとともに、住民による活動を推進します。										
本計画における方向性	参加者・担い手の高齢化を受けて、持続可能な運営に向けた支援を図ります。高齢者層だけでなく、多くの世代の参加による通いの場の活動を支える仕組みづくりを検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	いきいき教室										
概要	○総合事業の一環として毎週火曜日に体操、館内外散歩、レクリエーション、行事参加などを実施するとともに、利用者のニーズに沿ったサービスの提供を図ります。										
本計画における方向性	日中の活動を継続することが、介護予防として重要であることから、利用者が楽しんで継続できるサービスの展開を図っていきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

(2) 長寿社会における安全・安心、生きがい・就労体制の推進

【基本方向】

高齢者や障がい者など社会的に弱い立場にある人が、特殊詐欺被害や消費者被害などの犯罪被害や事件・事故に遭うことがないように、地域環境の改善に努めるとともに、地域と連携した安全対策を推進します。

また、年齢や障がいの有無などにかかわらず、いきいきとした豊かな暮らしを送ることができるよう、就労支援や生きがいづくり、余暇活動への支援などを充実させます。

【推進施策】

①高齢者の安全対策

地域住民による見守り活動の推進や自主的な防犯活動の強化を通して、町と地域の連携による犯罪・事故防止機能の強化を図ります。

高齢者や障がい者などが犯罪被害や事故に遭うことがないように、地域環境の改善に努めます。また、警察、自治会、学校などの関係者との情報交換・連携を強化し、危険箇所の把握や安全対策、犯罪や事故に関する情報共有を図ります。

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、障がい者などの支援を必要とする世帯に対する地域での見守り活動を支援するための情報提供に努めるとともに、見守り活動の組織化を促進します。

町内の交通安全施設の充実を図るとともに、高齢者などに対応した交通安全教育の充実を図ります。

<実施事業>

事業・取組	避難行動要支援者名簿等の整備										
概要	<p>○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要援護者世帯、障がいのある人のいる世帯など、見守りを必要とする世帯に対して、本人の承諾のもと、災害時や緊急時のほか、福祉に関する情報の提供及び見守り活動や支えあい活動などに活用するための台帳の整備を、町及び民生福祉委員の協力のもとに行います。</p> <p>○福祉施設、地域住民、その他の社会資源を活用したネットワークを構築し、町の地域防災計画との連動・連携を図ります。</p>										
本計画における方向性	台帳の整備に必要となる支援者の確保を図ります。また、今後支援を必要とする人の生活状況の把握について、方法の検討を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

②高齢者などの就労支援

働く意欲・働くことができる能力のある高齢者や障がい者、女性などが働く場を確保・提供するため、民間企業に雇用促進を働きかけるとともに、関係機関による職能開発や就職相談・紹介などの充実を図ります。

シルバー人材センターとの連携による高齢者の就労機会の充実を促進します。

障がい者の就労を指導・支援するジョブコーチの配置を推進します。

<実施事業>

事業・取組	地域活動支援センター					行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
概要	○年齢、性別、障がいの程度に応じた受注作業や創作活動などを通し、個々の能力・成長に応じた支援を協働のもとで進めます。 ○また、他機関との連携・協働や、健康維持や疾病などに配慮しながら、長くセンターに通所できる環境の整備に努めます。 ○公衆トイレや町内バス停の清掃など、公共性の高い受託作業を通し、地域社会における役割を創出します。 ○裂織やはがきなどの自主製品の販路拡大などを通して、季節・時期に左右されない安定的な収入の見込める作業の受託を図ります。						継続	継続	継続	継続	継続
本計画における方向性	受託作業及び自主製品作業については継続して行うとともに、新規作業の開拓について検討します。 在宅障がい者の居場所づくりや、障がいのある人が地域に出て活動していくための取り組みについて検討します。 一定の作業能力が身につけている利用者について、外部就労に向けた取り組みを進めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等						
	○	—	○	—	△						

③高齢者や障がい者の生きがい支援

公民館などで実施する健康づくりや文化活動、技能習得などの各種講座やイベントなど、高齢者による生涯学習に係る取り組みを充実させることで、閉じこもりの防止と生きがいづくりを図ります。

各種活動・講座の場において、誰もが参加しやすくなるよう、支援が必要な方への配慮を検討します。

<実施事業>

事業・取組	心身障がい者（児）希望の旅					行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
概要	○日頃、外出する機会の少ない障がい者（児）のふれあい、交流、親睦を深めることを目的とした旅行を年1回実施します。										
本計画における方向性	障がいのある方や高齢者、子どもなどの参加者は感染症の感染リスクが高いことを踏まえ、感染症対策や異なる形での交流なども含めて実施方法について検討を行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等						
	○	—	○	—	△						

事業・取組	ひとりぐらしの会活動支援										
概要	○ひとりぐらしの会によるつどい、料理教室、健康教室などの事業について、事務局を担うなどの支援・協力活動を行います。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底したうえで、できる活動を実施していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	身体障害者福祉協会活動支援										
概要	○身体障害者福祉協会による総会、日帰り旅行などの事業について、支援・協力活動を行います。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底したうえで、できる活動を実施していきます。身体障害者福祉協会の会員数が減少傾向にあることを踏まえて、町と連携しながら、身体障害者手帳所持者に対する協会の周知を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

④余暇活動の促進

心豊かな暮らしを支援するため、余暇活動の実施に適した地域環境を活用し、健康づくりに寄与するスポーツ・レクリエーション活動や豊かな自然環境と親しむ野外活動などの余暇活動の機会の充実に努めるとともに、活動環境の整備に努めます。

<実施事業>

事業・取組	地区社協活動推進										
概要	○地区社会福祉協議会が実施する余暇活動やサロン活動、介護予防活動などを推進し、世代を超えた交流の促進と町民の心豊かな暮らしの支援を図ります。										
本計画における方向性	感染症対策を行ったうえで、継続して活動に取り組みます。また、若い世代の担い手の確保・育成に向けた講座や研修会の企画・実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

4 障がい等にかかわらず誰もが幸せに生活できるまちづくり

(1) 生活支援体制の充実

【基本方向】

権利擁護や虐待・家庭内暴力対策、差別などへの対策を通して、高齢や障がいなどの理由により支援を必要とする住民が住み慣れた地域で不安を抱えることなく暮らすことができる支援体制を整備していきます。

【推進施策】

①権利擁護の推進

高齢や障がいなどにより判断力が十分でない人の生活を支援する成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、制度の仕組みや事業内容、利点や留意すべき点などを詳細に広く周知することで、制度・事業の有効活用を図ります。

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、障がい者など支援を必要とする世帯に対する地域での見守り活動を支援するための情報提供に努めるとともに、見守り活動の組織化を促進します。

<実施事業>

事業・取組	日常生活自立支援事業										
概要	○高齢や知的障がい・精神障がいなどのために判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用支援、金銭管理、財産保全、各種支払などの代行を担い、自立生活を支援する日常生活自立支援事業の利用手続きを行います。 ○長野県社会福祉協議会が実施主体であり、単独実施市町村社会福祉協議会として実施します。										
本計画における方向性	利用者の増加により個々の対応が手薄になりつつある現状を踏まえて、生活支援員の確保が必要であることから、他市町村及び県の社会福祉協議会との連携を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	金銭管理財産保全サービス事業										
概要	○身体障がいやひとり暮らし高齢者で判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用支援、金銭管理、財産保全、各種支払などの代行を担い、自立生活を支援する金銭管理財産保全サービス事業について利用手続きを行います。										
本計画における方向性	日常生活自立支援事業とのすみ分けに配慮しながら、継続して事業を実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	権利擁護センターかるいざわ										
概要	○障がい、年齢などに関係なく、誰もが地域で安心して生活できる基盤を構築し、官民協働による総合的な相談体制をつくります。 ○権利擁護、成年後見、生活困窮者対策も含めて、相談から支援までを総合的に行います。										
本計画における方向性	相談に来られた方の相談内容について、内容に応じてさく成年後見センターやまいさぼ信州佐久などと連携しながら対応していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	権利擁護事業										
概要	○成年後見制度や遺言、悪徳商法への対処法、多重債務の整理などの権利擁護に関する講座を開催します。										
本計画における方向性	住民の方々のニーズに応じた講座内容について検討しながら、継続して事業を実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

②虐待・家庭内暴力の防止やいじめ問題の推進

子どもや高齢者、障がい者、その他の虐待、DV（家庭内暴力）などについて、要保護児童対策地域協議会などの関係機関などとの連携による的確な実態把握・課題解決に努めるとともに、防止に向けた広報啓発活動を町広報紙やパンフレットなどを活用して展開します。

また、虐待を行った保護者・養護者などの抱える問題やいじめ問題などに着目した包括的な支援体制の構築を図ります。

<実施事業>

事業・取組	心配ごと相談事業【再掲】										
概要	○民生福祉委員と人権擁護委員によって、住民の心配ごと相談に対応するとともに、相談内容について関係機関につなぎます。毎月10日に実施しています。										
本計画における方向性	現代社会の複雑・複合化した相談者の課題に対し、安心して話してもらえる環境づくりと、適切な機関へつなぐ支援を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	△	—	△	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

③障がい者支援体制の推進

障がい者が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、必要な条例などの策定を図るほか、障害者差別解消法における「合理的配慮」及び「不当な差別的取り扱い」の禁止の推進、長野県の「障がい者共生条例(障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例)」などの制度について周知・啓発します。

障がい者とその家族などを支える地域づくりを進めるため、関係機関などと連携しながら地域活動の充実を図ります。

<実施事業>

事業・取組	障がい者ホームヘルプサービス										
概要	○在宅の身体・知的・精神障がい者(児)のホームヘルプサービスを提供します。										
本計画における方向性	乗降介助を対応する人員の確保などについて、対応を検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	訪問入浴サービス事業										
概要	○在宅障がい者(児)の入浴機会の確保のため、入浴の介助を行います。在宅入浴サービス業者への委託により実施します。										
本計画における方向性	利用実績がないため、今後の事業について検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	安心生活創造事業【再掲】										
概要	○社会資源を活用し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人の世帯などへの支援(「見守り」・「買い物支援」・「ごみ捨て」・「雪かき」など)を行うことにより、地域で安心して暮らすことのできる支えあいの仕組みを構築します。 ○ニーズ把握、地域の中で支えあえる体制づくり、安定的な地域の自主財源の確保を図ります。										
本計画における方向性	区に加入しない世帯が増加していること、地域の中での支えあいが一部住民に偏りつつあることを踏まえながら、避難行動要支援者名簿と連携した地域での支えあい、見守り体制づくりを図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	地域活動支援センター【再掲】										
概要	<p>○年齢、性別、障がいの程度に応じた受注作業や創作活動などを通し、個々の能力・成長に応じた支援を協働のもとで進めます。</p> <p>○また、他機関との連携・協働や、健康維持や疾病などに配慮しながら、長くセンターに通所できる環境の整備に努めます。</p> <p>○公衆トイレや町内バス停の清掃など、公共性の高い受託作業を通し、地域社会における役割を創出します。</p> <p>○裂織やはがきなどの自主製品の販路拡大などを通して、季節・時期に左右されない安定的な収入の見込める作業の受託を図ります。</p>										
本計画における方向性	<p>受託作業及び自主製品作業については継続して行うとともに、新規作業の開拓について検討します。</p> <p>在宅障がい者の居場所づくりや、障がいのある人が地域に出て活動していくための取り組みについて検討します。</p> <p>一定の作業能力が身につけている利用者について、外部就労に向けた取り組みを進めます。</p>										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	福祉用具レンタル（観光客等向け）										
概要	<p>○観光客や町内宿泊施設事業者及び別荘利用者について、体調の急変や緊急で車いすなどの福祉用具が必要になった時に、一時的に福祉用具を貸し出します。</p>										
本計画における方向性	<p>利用実績がないことを踏まえて、今後の本事業のあり方について検討します。</p>										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	配食安否確認事業【再掲】										
概要	<p>○65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯及び心身に障がいのある方のいる世帯を対象に配食サービスを提供するとともに、安否確認を行います。</p>										
本計画における方向性	<p>心身に障がいのある方のいる世帯、また今後も増え続ける高齢世帯へ、食事の支援と安否確認を行うことで、生活上での不安を和らげる支援を図っていきます。</p>										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

(2) 生活環境対策の充実

【基本方向】

軽井沢町の自然豊かで優れた地域環境を守ることを基本としながら、誰もが安全かつ不自由なく外出・活動できるまちづくりを推進します。

また、別荘地である軽井沢町の特性を踏まえた総合的な防災体制の充実を図ります。

【推進施策】

①人と自然にやさしい豊かな地域環境の整備

自然豊かで優れた地域環境を守り創造するため、自然環境の保全、地域環境の向上を目指す地域活動の育成を進めます。

誰に対しても快適な社会環境をつくるため、新バリアフリー法に基づいた段差の解消や歩道の整備など、計画的に道路や既存の公共施設のバリアフリー化を推進します。また、新たに公共施設を建設する際は、バリアフリーに基づいた設計としていきます。

高齢者や障がい者が安全かつ快適に暮らすことができるよう、またその家族の介護負担が軽減されるよう、住宅改善・改善整備を推進します。

<実施事業>

事業・取組	ユニバーサルスポーツ祭への協力										
概要	○一緒にスポーツを楽しみ交流することを通じて垣根のないユニバーサルな社会づくりと支え合える地域づくりを図るため、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず老若男女誰でも参加できるユニバーサルスポーツ祭の実施を支援します。年1回開催します。										
本計画における方向性	感染リスクの高い高齢者や障がいのある人、子どもなどの参加者の感染症対策を図るため、開催場所や時間などの実施手法について検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	介護用品支給事業										
概要	○要介護者のいる世帯を対象に、日常的な介護に必要な紙おむつや消毒液などの物品を支給します。										
本計画における方向性	継続して事業を実施するとともに、事業に協力している店舗などとの連携により、迅速な対応を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	福祉用具レンタル										
概要	○体調の変化などにより緊急で車いす等の福祉用具が必要になったとき、一時的に福祉用具のレンタルを行い、利用者の在宅生活の維持を図ります。										
本計画における方向性	継続して事業を実施するとともに、レンタルの依頼に対しては迅速な対応を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

②地域安全（防犯・安全対策）の確保

障がい者など社会的に弱い立場にある人たちが犯罪被害や事故に遭うことのないよう、自主的な防犯活動の強化や地域住民と行う見守り活動など、地域と連携した犯罪・事故予防機能の強化を図ります。また、学校や警察、消防、自治会などの関係者との連携を密に行い、犯罪・事故に関する情報共有を行います。

障がい者など何らかの援護を必要とする世帯に対する地域での見守り活動を支援するための情報を提供するとともに、地域住民によって実施される見守り活動の組織化を促進します。

<実施事業>

事業・取組	地区社協設置・推進事業										
概要	○区ごとに地区社会福祉協議会を設置し、地域住民の交流促進や地域における見守り活動・住民支えあい活動などを推進します。										
本計画における方向性	地区社会福祉協議会の活動を担う福祉活動推進員の新たな確保・育成を図るため、地区社会福祉協議会の目的や活動意義などに関する研修会を開催し、地区社会福祉協議会の活動の重要性についての理解を促進します。 地域住民による交流を支えあい活動へと発展させることを目指して、地区社会福祉協議会の活動の充実を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	○	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	避難行動要支援者名簿等の整備【再掲】										
概要	○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要援護者世帯、障がいのある人のいる世帯など、見守りを必要とする世帯に対して、本人の承諾のもと、災害時や緊急時のほか、福祉に関する情報の提供及び見守り活動や支えあい活動などに活用するための台帳の整備を、町及び民生福祉委員の協力のもとに行います。 ○福祉施設、地域住民、その他の社会資源を活用したネットワークを構築し、町の地域防災計画との連動・連携を図ります。										
本計画における方向性	台帳の整備に必要となる支援者の確保を図ります。また、今後支援を必要とする人の生活状況の把握について、方法の検討を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	早朝・夜間対応ホームヘルプサービス										
概要	○要介護高齢者に対し、必要に応じてホームヘルプサービスを提供します。										
本計画における方向性	サービス提供体制の整備に努めるとともに、営業時間外における対応について検討を行います。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	安心コール										
概要	○ひとり暮らし高齢者世帯及び障がいのある人のいる世帯などの希望者に対して、週1～2回、ヘルパーが電話による相談などを含めた安否確認を実施します。連絡がつかない場合は、親族などに連絡し、緊急の対応を行います。親族などとも連絡がつかない場合は、関係機関との連携により対応します。										
本計画における方向性	迅速な対応を要するケースも増えつつある現状を踏まえて、訪問を行う体制について検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	地域安全パトロール										
概要	○地域活動支援センターの利用者送迎時や納品時、デイサービス送迎、ヘルパー移動などの際に、地域安全パトロールを行い、地域における見守り活動を推進します。 ○警察や学校・PTAなどと連携し、地域における見守り活動やあいさつ運動を促進していきます。										
本計画における方向性	誰もが不安なく安全に暮らせるまちづくりにつながる行動が図れるよう取り組んでいきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

③別荘地も含めた総合的な地域防災対策の推進

災害時の被害を最小限に抑えるため、地域で取り組む防災活動を支援するとともに、隣近所の助けあいによる初期消火や救出救護、避難誘導活動を行う自主防災組織の育成を図ります。

ひとり暮らし高齢者などの急病への対応や、災害発生時などに自力で避難することが困難な人も迅速に避難できるよう、地域住民による日常的な見守り活動を支援するとともに、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者名簿の整備や「災害時住民支え合いマップ」の作成・更新を行います。また、避難行動要支援者名簿や「災害時住民支え合いマップ」について周知、利用促進を図ることで地域内の要支援者の把握と情報の共有化を推進します。加えて、今後避難行動要支援者となる見込みのある住民の避難支援に係る手段についても検討していきます。

避難所の防災備蓄品の拡充や避難生活時の感染症対策、避難所として使用する施設のバリアフリー化に努めます。

医療・福祉機関との連携による避難受け入れ体制の確保に努めるとともに、避難生活時における相談・指導、被災者の心のケアを行う体制を整備します。

災害時における情報弱者の存在を踏まえた情報提供体制について対策を検討します。

軽井沢町特有の別荘地についても、開発事業者などとの連携により防災対策の実施・徹底を促進するとともに、町の特性を踏まえた総合的な地域防災計画の策定を行います。

<実施事業>

事業・取組	住民支え合い（災害時等）マップの作成										
概要	<p>○地区社会福祉協議会が設置されている地区において、行政と社会福祉協議会、区、区の組織、地区社会福祉協議会が連携して、軽井沢町避難行動要支援者名簿の登録者を中心に支え合いマップを作成し、地域住民の支えあい活動につなげていきます。</p> <p>○要援護者に対して、誰が支援・見守りをするのかをマップ上に記載します。</p>										
本計画における方向性	<p>自主防災会などとの連携によって、台帳の整備・支え合いマップの作成に必要な支援者の確保を図ります。また、「災害時支え合いマップ」の更新作業についても、区関係者及び民生委員との密な連携のもと、定期的を実施します。加えて、今後支援を必要とする人の生活状況の把握について、方法の検討を図ります。</p>										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	要支援者希望者年賀状送付事業										
概要	○社会福祉協議会及び担当地区民生委員がより身近なものと感じられるよう、軽井沢町避難行動要支援者名簿に登録されている世帯に対し、年初のあいさつを兼ねて年賀状を送ります。										
本計画における方向性	不安なく生活できるよう、気兼ねなく相談ができるような関係性の構築、環境の整備を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	災害ボランティアフォーラム										
概要	○地域住民を対象に、平時の活動の重要性と災害時の身の守り方を学ぶ機会として、防災に関する講座などを開催します。 ○官民協働で役割を明確にしながら大災害に備える機会とします。										
本計画における方向性	災害発生時に備え、実践できる防災方法などについて、関係機関などと情報を共有しながら検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	△	○	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	ストックヤード整備										
概要	○法人独自の災害時必要備品管理庫を整備するとともに、災害時非常食や各種資機材などの備蓄を行い、有事の際に活用できるようにしていきます。										
本計画における方向性	有事のための資機材の整備を進めるとともに、有事の際の活用方法について検討を進めます。また、有事の際の役割分担について町と協議するとともに、災害時に必要な資機材や非常食の確保などについて情報共有する機会を設けます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	災害見舞金支給事業										
概要	○火災や自然災害（暴風、豪雨、豪雪、地震、噴火など）により罹災された人に対し、見舞金 10,000 円を支給します。										
本計画における方向性	継続して事業を実施するとともに、大規模災害により罹災された方が多数発生した際の対応について検討を進めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

④外出・移動支援の充実

外出支援体制の充実を図るため、移動支援事業や社会福祉協議会による福祉車両による移動支援サービスを実施するとともにサービスの有効な利用を促進します。

ボランティア保険の活用など、ボランティアによる外出・移動支援活動の展開に向けた条件整備を進めます。

＜実施事業＞

事業・取組	ガイドヘルプ・サービス										
概要	○ガイドヘルパー取得者による、障がいのある人の外出支援を行います。										
本計画における方向性	視覚障がいのある方に対する資格のみ取得しているため、その他の資格取得及び本事業の継続について検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	有償移送サービス										
概要	○福祉有償運送運転者講習を受けて、国土交通省の認定を受けたホームヘルパーによる、移動が困難な要介護認定者及び障がいのある人に移送サービスを提供します。										
本計画における方向性	サービスへのニーズの高まりを踏まえて、介護輸送及びケア輸送の資格の取得者の確保とサービスの受け入れ拡大を図ります。また、土日祝日の対応について検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	福祉車両貸与事業										
概要	○共同募金の配分に応じて、車いす移送対応型車両を整備し、対象世帯への貸し出しを行います。利用料は、走行距離に応じたものとします。										
本計画における方向性	継続して事業を実施するとともに、急な依頼に対応できるよう、担当部署内での情報共有を密に行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	移送サービス事業										
概要	○交通手段が確保されていないひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯などを対象に、タクシー券による補助を行います。										
本計画における方向性	継続して事業を実施するとともに、タクシー券配布を迅速に行える体制整備を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

⑤交通環境の改善

町内を走る路線バスについて、誰でも利用しやすいものとなるよう、事業者に対し低床化などを引き続き働きかけます。

公共交通に関する利便性の向上に向けて、町内を走るしなの鉄道や循環バスについて、乗り換えや乗り継ぎなどの利便性確保、駅やバス停の機能向上、タクシーの活用などを通して、利用しやすい交通環境の充実を図ります。

また、町内に存在する交通空白地帯の交通環境改善策について、誰もが利用でき利便性の高いオンデマンド交通の実証実験を行うなど、導入を視野に入れながら検討していきます。

<実施事業>

事業・取組	移動支援の仕組みづくり・体制整備										
概要	○生活支援体制整備事業において、協議体を通して住民、民間事業所、行政が協働して新しい移動の仕組みづくりを図ります。 ○地域通貨を使用した支えあい事業の仕組みに連動させて、買い物・通院などの移動手段を確保する仕組みの構築を図ります。										
本計画における方向性	これまでの仕組みづくりについて見直し、他自治体の先進的な取り組みの把握や制度の確認、外出・移動支援にとどまらない支えあう仕組みづくりのあり方について検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

5 自助・互助・共助・公助による支えあいのまちづくり

(1) 福祉教育・人づくりの推進

【基本方向】

福祉サービスなどを必要とする人々との接点を創出し、住民に対する意識啓発、福祉教育や人権教育の推進、福祉ボランティア学習を推進していくとともに、地域福祉活動を担う人材の発掘・育成を推進します。

【推進施策】

①住民の意識啓発及び人権・福祉教育の推進

差別や偏見のない、誰も排除しない・されない地域社会を目指して、広報やパンフレット、ポスターなどを活用して人権に関する啓発を行うとともに、人権に関する講座や研修会を、地域住民や町内の企業、教職員など幅広い対象に向けて実施します。また、「軽井沢町人権総合計画」について、町ホームページなどを通じて周知していきます。

地域住民の福祉に対する意識の高揚を図るため、地域福祉に関する内容を扱った出前講座を、地域に出向いて実施します。また、学校教育や生涯学習の場をはじめとするさまざまな機会を用いて人権・福祉教育を実践し、他者を思いやり、支えあう「福祉の心」の育成を図ります。

加えて、新型コロナウイルス感染症などに関する差別・偏見やインターネット上における差別・偏見・人権問題についても、対応策を検討し実践していきます。

<実施事業>

事業・取組	社会福祉大会										
概要	○住民の福祉への理解・意識向上を目的とした社会福祉大会を開催し、講演会の実施や福祉功労者への表彰・式典などを行います。										
本計画における方向性	若年層の参加者を増やせるよう、テーマや内容の検討・更新を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	地区社協活動支援										
概要	○地区社会福祉協議会に出向き、福祉講座の開催や健康体操の普及などを行います。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底しながら、継続して事業を実施するとともに、各地区社会福祉協議会が抱えている地域課題を共有し、対応策を検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	地区社協活動推進【再掲】										
概要	○地区社会福祉協議会が実施する余暇活動やサロン活動、介護予防活動などを推進し、世代を超えた交流の促進と町民の心豊かな暮らしの支援を図ります。										
本計画における方向性	感染症対策を行ったうえで、継続して活動に取り組みます。また、若い世代の担い手の確保・育成に向けた講座や研修会の企画・実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	地区社協研修会										
概要	○地区社会福祉協議会の活動に関する研修及び情報交換などを行います。										
本計画における方向性	地区社会福祉協議会同士の連携を図るための地区社協交流会を新たに実施するとともに、地区社会福祉協議会の抱える課題の解決を目的とした研修会を企画します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	こもれびの街講座										
概要	○町が実施する、町民の知りたいことに町職員などが出向いて説明する「こもれびの街講座」の実施に協力します。										
本計画における方向性	地域住民に関心を持ってもらうことのできるプログラムについて検討するとともに、「こもれびの街講座」の積極的な活用を地区に働きかけます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	△	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

②福祉ボランティア学習の推進

幼い頃から社会福祉への関心や理解を深め、福祉が身近なものとなるよう、児童・生徒を対象に、福祉教育実践校事業や地域での体験的なボランティア学習活動を通じて思いやりの心の育成を図ります。

また、高齢者や障がい者との交流などによる福祉体験の機会を確保・実施します。

＜実施事業＞

事業・取組	福祉学習支援										
概要	○町内の小中学校・高等学校で実施される福祉学習について協力・支援します。 ○福祉に関する講演会や講座を開催します。 ○福祉団体・ボランティア団体などと連携しながら、児童・生徒を対象とした交流会を開催します。 ○地域のボランティア人材バンク・講師一覧を地区社会福祉協議会に配付し、生き生きサロンなどにおける人材活用を促進します。また、福祉施設などにも、地域のボランティア人材バンク・講師一覧に登録してもらえよう働きかけます。 ○福祉教育の実践について、町教育委員会との連携強化を図ります。										
本計画における方向性	感染症対策の徹底を図るため、教育の実践方法を工夫しながら、継続して事業を実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	サマーチャレンジボランティア										
概要	○児童・生徒及び広く町民を対象に、夏休みの1か月余りの期間に、福祉施設やボランティア団体での活動を体験できる機会を提供し、世代を超えたボランティアの養成を図ります。 ○各種ボランティア活動の紹介や行事の案内などを通じて、福祉に関する情報提供とボランティア体験に参加した町民のフォローアップを図ります。										
本計画における方向性	感染症対策の徹底を図るため、体験活動の実践方法を工夫しながら、継続して事業を実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

③福祉人材育成の推進

高齢者や障がい者の生活支援、子育て支援などのサービス提供やボランティア活動にかかわる人材の育成を図るため、社会福祉協議会などとの連携による資格取得に向けた支援や福祉人材育成事業を充実させます。また、福祉に従事する職員を対象とした各種研修の充実を図ります。

特に、社会福祉士や介護福祉士、手話通訳士や点訳奉仕員、精神保健福祉士などの有資格者の養成を重点的に行います。

<実施事業>

事業・取組	通常規模型通所介護事業人材育成支援										
概要	○事業所として、介護体験やサマーチャレンジボランティア、中学生の就業体験、社会体験学習などの積極的な受け入れを行います。										
本計画における方向性	福祉への理解促進の機会として、今後も継続してボランティアや就業体験などの積極的な受け入れを行います。										
主な担い手	介護保険事業所	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	地域活動支援センター人材育成支援										
概要	○地域活動支援センターにて、各種学校による実習・視察・見学などの受け入れを行います。また、多様なボランティアについても受け入れを行います。 ○障がいのある人への理解を促進するための学習機会を充実させます。										
本計画における方向性	実習やボランティアの受け入れについて、受け入れにあたっての事前準備を入念に行います。また、障がいのある人への理解促進について、外部の情報などを参考にしながら、研修会の開催や外部研修会への参加などの機会充実を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

(2) 社会福祉協議会の機能強化

【基本方向】

町の地域福祉活動において中核的な役割を担う社会福祉協議会が円滑に活動を展開できるよう、活動内容・事業などの周知を通じた住民の理解・参画促進を図るとともに、各種機能強化を図ります。

【推進施策】

①住民の理解促進

社会福祉協議会に対する住民の理解が深まるよう、社会福祉協議会の組織や活動内容、実施している事業などについての情報を、町ホームページやパンフレットなどを活用して発信していきます。

<実施事業>

事業・取組	社協報「あったかネットワーク」の発行【再掲】										
概要	○町・関係機関、町民などから幅広く情報を収集します。 ○社会福祉協議会の事業や福祉に関する情報について、2か月に一度発行する社協報「あったかネットワーク」にて住民に広報します。 ○新聞の折り込みを活用して、住民への情報発信を行います。										
本計画における方向性	特定の層だけでなくより多くの方に関心を持ってもらえるよう、社会福祉協議会の情報に加えて、読者のためとなる福祉の知識紹介や情報発信を行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	ボランティア情報誌の発行【再掲】										
概要	○町・関係機関、町民などから幅広く情報を収集します。 ○ボランティア活動に関する情報について、2か月に一度発行する情報誌にて住民に広報します。 ○ボランティア情報誌の区配布を実施します。(隣組回覧)										
本計画における方向性	町ボランティアセンターに関心を持ってもらえる情報誌づくりに取り組みます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	ホームページの更新【再掲】										
概要	○社会福祉協議会のホームページについて、発信する情報の充実努めるとともに、リンク先の拡大を図ります。										
本計画における方向性	ホームページの内容について、町民のニーズに沿ったものか調査し、必要に応じたリニューアルを行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	△	—	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	ボランティアセンターホームページの更新【再掲】										
概要	○ボランティア活動に関する情報が多くの方へ届くよう、ホームページを運営します。										
本計画における方向性	定期的な情報更新を行います。また、インターネット上での情報収集が紙媒体と同様に一般化するよう利用環境を整備します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	—	△	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	町社協パンフレットの作成										
概要	○町民による、社会福祉協議会の活動・事業への理解を促進するため、町社会福祉協議会の概要や、町社会福祉協議会が実施している活動・事業などについてまとめたパンフレットを作成します。										
本計画における方向性	パンフレットに記載している情報の更新を行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		—	—	作成	—	—

②社会福祉協議会の機能の強化

「軽井沢町地域福祉計画」と両輪となって、軽井沢町の地域福祉を推進する「軽井沢町地域福祉活動計画」の策定と、「軽井沢町地域福祉活動計画」にて定めた施策・事業の展開を支援します。

社会福祉協議会が展開する高齢者生きがい活動事業や障害者福祉推進事業をはじめとする地域福祉活動に対し補助金を交付するなどの支援を充実させるとともに、町と社会福祉協議会との連携・情報共有、協働のもと取り組むべき課題の共有などを図ります。

地域福祉活動・ボランティア活動の調整機能、経営の視点を導入した事業運営などの社会福祉協議会に必要である機能の強化を支援します。

＜実施事業＞

事業・取組	地区社協設置・推進事業【再掲】										
概要	○区ごとに地区社会福祉協議会を設置し、地域住民の交流促進や地域における見守り活動・住民支えあい活動などを推進します。										
本計画における方向性	地区社会福祉協議会の活動を担う福祉活動推進員の新たな確保・育成を図るため、地区社会福祉協議会の目的や活動意義などに関する研修会を開催し、地区社会福祉協議会の活動の重要性についての理解を促進します。 地域住民による交流を支えあい活動へと発展させることを目指して、地区社会福祉協議会の活動の充実を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	○	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	社協会費										
概要	○社協会費の収集と適切な管理・運用に努めるとともに、社協会員の拡大を図ります。										
本計画における方向性	社協会費の使い道について、町民の理解を得ることができるよう模索していくとともに、幅広く協力を得ることができるよう広く周知していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	△	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	理事会・評議員会										
概要	○社会福祉協議会の円滑な事業運営を図るため、事業計画や予算、事業報告、決算及び運営に関する事項について協議する理事会・評議員会を実施します。										
本計画における方向性	理事会に参加している理事について、経営面で積極的にかかわってもらうことにより経営改善を図っていきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	内部研修										
概要	○月1回、社会福祉協議会内部で研修会を実施し、部署間の情報交換を行うとともに、職員の資質向上を図ります。										
本計画における方向性	研修会の開催時間や、研修内容について検討・工夫を図りながら実施していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	日赤長野県支部軽井沢町分区事務										
概要	○日赤活動資金の依頼・納入、赤十字事業の啓蒙・推進活動、義援金の受付などの、赤十字活動の事務局としての役割を担います。										
本計画における方向性	日赤活動資金の使い道などの、事務局としての活動内容について周知を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	赤い羽根共同募金										
概要	○地域福祉推進や歳末たすけあい事業を行うために全国一斉に行われる募金活動である「赤い羽根共同募金」を、毎年実施します。募金は一般募金、法人募金、職域募金があります。 ○集まった募金を、次年度に高齢者事業や障がい者（児）事業、児童・青少年事業、住民全般に配分します。										
本計画における方向性	軽井沢町の地域特性を考慮しながら募金活動に取り組みます。また、配分については、新たな地域の課題や福祉ニーズの解決につながるより有効なものとなるようにしていきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	△	△		継続	継続	継続	継続	継続

(3) ボランティア・NPO法人活動の促進

【基本方向】

地域において、多様なニーズに応じた支援活動などを展開することが期待されているボランティアやNPO法人の育成を図るとともに、ボランティア活動基盤の強化と福祉の担い手と支援を求める人とをつなぐネットワーク化を推進します。

また、地域に暮らす誰もが福祉活動を身近なものと認識することができるよう、ボランティア活動に関する情報発信やボランティアへの参加機会の充実に努めます。

【推進施策】

①ボランティア活動基盤の充実

ボランティアに参加したい人とボランティアを必要としている人をつなぐとともに、一人ひとりがまちづくりに参加することを支援するボランティアコーディネーター機能の充実に向け、ボランティア活動を支援・推進するボランティアセンターの役割を担う社会福祉協議会の取り組みを支援します。

町内で行われるボランティア活動を支援するため、ボランティアの活動拠点の整備やイベントなどの参加機会の充実、ボランティア活動の活性化に関する情報の収集・提供に努めます。

住民のボランティア活動に対する関心を高め参加を促進するため、町広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して町内で行われているボランティア活動についての情報発信を行います。

ボランティアの養成や地域活動に関する講座の開催と講座内容の充実を通して、地域で活動するボランティアの発掘・養成を推進します。

<実施事業>

事業・取組	ボランティアセンター運営委員会										
概要	○社会福祉協議会のボランティアセンター機能の外部評価や運営に関する支援を行うボランティア運営委員会を運営します。委員会はボランティア団体及び個人ボランティアにより構成されています。 ○町内の市民活動の促進を図るとともに、関係機関との情報共有に努めます。										
本計画における方向性	ボランティア運営委員会を継続実施するとともに、運営委員会の役割の検討・明確化を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	ボランティアセンターの運営										
概要	<p>○ボランティア活動や社会・市民活動の窓口となる機能の充実を図るとともに、ボランティアに関する幅広い情報の収集と発信、相談受付業務を展開します。町企画課より委託を受けて実施する事業です。</p> <p>○町行政と連携を図りながら、町内における住民主体の地域活動を育成していきます。</p>										
本計画における方向性	ボランティア活動やイベント、研修会の感染症対策を徹底した開催方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	ボランティア相談、支援										
概要	<p>○町内で展開されるボランティア活動に関する相談・支援を実施します。</p> <p>○相談を通じ、多様なセクターを結ぶコーディネート機能を担います。</p> <p>○個々の相談内容を把握するとともに、個人及び団体によるボランティア活動の支援につなげます。</p> <p>○ボランティア活動を展開しやすい環境を整えます。</p> <p>○子どもも参加できる、世代の垣根を超えたボランティア活動を推進します。</p> <p>○活動ができる時、できる範囲で、一時的な参加も可能なボランティア活動の機会創出を図ります。</p>										
本計画における方向性	ボランティア活動に携わる関係機関との連携・情報共有を強化し、さまざまな相談対応と活動支援につなげられるようにしていきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	ボランティア活動費助成										
概要	<p>○登録団体への活動助成を実施します。また、助成後、相談・助言などを行います。</p> <p>○年度末に登録団体より提出される報告書により現況把握に努めます。</p>										
本計画における方向性	各種補助金の活用なども通して、ボランティア団体による活動がより活発になるように助成していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	ボランティア活動保険										
概要	○町内で活動するボランティア団体及び個人ボランティアを対象に、ボランティア活動保険への加入を促進し、地域のボランティアが安心して活動できる基盤の確保につなげます。										
本計画における方向性	継続して事業を実施するとともに、必要に応じて、補助のあり方についての再検討を行います。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	ボランティア活動・地域活動に向けた研修会の開催										
概要	○時代のニーズに合わせ、ボランティア活動、地域活動を進める中で必要な研修会を開催します。 ○研修開催後は、個々に活動できるよう、需給調整を図ります。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底した講座の開催方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。また、研修会の内容についても、時代のニーズに沿った内容となるよう検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	傾聴講座										
概要	○ボランティア団体や町民を対象に、ボランティア講座を開催します。講座内容については時代のニーズにあうものとし、適宜開催します。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底した開催方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	ちいき活動みほん市										
概要	○町内の市民活動団体同士の交流を図る機会として、参加団体の発表と情報共有、協働を目的とした場である「ちいき活動みほん市」を開催します。年1回、実行委員会制で開催されます。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底した開催方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	災害ボランティアの登録										
概要	○災害ボランティアの登録を推進するための組織である災害ボランティアネットワーク会議（仮称）の設立に向け、関係者との協議を行います。										
本計画における方向性	ネットワークの必要性について改めて検討するとともに、感染症対策と災害対策を同時に検討することを視野に入れて協議を進めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	△	△	○	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	安心生活創造事業【再掲】										
概要	○社会資源を活用し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がいのある人の世帯などへの支援（「見守り」・「買い物支援」・「ごみ捨て」・「雪かき」など）を行うことにより、地域で安心して暮らすことのできる支えあいの仕組みを構築します。 ○ニーズ把握、地域の中で支えあえる体制づくり、安定的な地域の自主財源の確保を図ります。										
本計画における方向性	区に加入しない世帯が増加していること、地域の中での支えあいが一部住民ン位偏りつつあることを踏まえながら、避難行動要支援者名簿と連携した地域での支えあい、見守り体制づくりを図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	月例情報市庭										
概要	○多機関協働を推進するため、ボランティアや地域活動者の情報交流の場を発地市庭に設置します。毎月第3木曜日の午後2～3時に交流会を開催します。										
本計画における方向性	地域活動を推進する各主体の情報共有の場として、多種多様な方が気軽に参加できる環境づくりに努めます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	△	△	△	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	生活・介護支援者等担い手養成										
概要	○介護予防・生活支援サービスの担い手を養成する講座を開催します。										
本計画における方向性	住民の支えあい活動及び日常の困りごとの生活支援の支援者となってもらえる人を増やす取り組みとして、継続して講座や研修会などを開催します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

②青少年のボランティア活動への参加促進

社会福祉協議会などが実践する福祉教育実践校事業などを通して、福祉教育の推進や福祉活動の展開を図ります。

青少年のボランティア活動への参加促進に向け、福祉体験や社会体験学習・実習などの小・中学生や高校生のためのボランティア体験機会を充実させるとともに、少ない時間や不定期でも参加できるように活動内容の工夫を図ります。

<実施事業>

事業・取組	福祉教育実践事業										
概要	○町内の小・中学校、高校に対し、5万円を上限に福祉教育に係る費用の助成を行います。助成金の使途は学校に委任するものとしますが、実施される活動について支援を行います。 ○助成を行った各学校には、年度末に、本事業に関する活動報告書の提出を求めます。 ○本事業の効果的な実施を図るため、担当者会議を行います。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底した福祉教育の実践方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

③団塊世代のボランティア活動などへの参加促進

地域におけるまちづくり活動や福祉活動において大きな役割を担う高齢者などの参加促進を図るため、企業の退職者や地域の元気な高齢者に対し、ボランティア活動について周知していきます。

元気な高齢者が地域でいきいきと活動することができるよう、高齢者がもっている豊富な知識や経験、能力を地域活動の中で活用できる機会の創出・提供を促進します。

<実施事業>

事業・取組	団塊世代講座										
概要	○団塊の世代の方や老人クラブ会員などを対象に、介護予防や生活支援、地域活動の担い手となることを目的とした住民サポーター養成講座を開催します。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底した実践方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。また、講座の内容についても、時代のニーズに沿った内容となるよう検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

④NPO法人や住民活動団体への支援及びネットワーク化

多様な住民ニーズに対応し、自主性を基盤とした福祉活動を展開するNPO法人の創設支援と育成を図ります。

町内で幅広く活動している住民活動団体などが、地域の福祉資源（人材・施設など）の有効活用や情報交換・共有、協働による新たな取り組みの創出など相互に連携・協力できるよう、活動への支援を図るとともに、団体間の交流機会の充実を図ります。

<実施事業>

事業・取組	ボランティア連絡協議会の設置推進										
概要	○市民活動の根幹的機能を果たすため、ボランティア連絡協議会としてのネットワーク化に向けた協議・検討を進めます。										
本計画における方向性	情報市庭などを有効に活用したネットワーク化の推進を図ります。また、感染症対策を徹底した実践方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	赤十字奉仕団活動の支援										
概要	○赤十字奉仕団によって行われるボランティア活動や講習会、講演会などの活動を支援します。										
本計画における方向性	町内のさらなる地域福祉推進に向け、赤十字奉仕団との連携を強化するとともに、災害時に備えた防災教育事業などの協働による取り組みについて実施を検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	戦没者合同追悼式										
概要	○毎年8月15日及び11月に、戦没者合同追悼式を実施します。8月15日前には戦没者の慰霊碑を祀る長倉公園「平和の礎」の清掃を実施し、11月の合同追悼式では運営を担います。										
本計画における方向性	「平和の礎」の清掃については、地域活動支援センターの協力を得ながら、遺族会会員とともに継続して実施します。合同追悼式の開催については、参列者の減少傾向を受けて開催規模の縮小も考慮しながら継続して実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	軽井沢町遺族会活動支援										
概要	○軽井沢町遺族会の事務局機能を担うとともに、靖国神社の参拝や戦没者合同追悼式の開催などに対し協力・支援を行います。										
本計画における方向性	遺族会事務局として、引き続き会員の支援を行うとともに、会の後任者の選定に向けた方策の検討を図ります。また、他市町村の遺族会と連携しながら、県遺族会の活動・郡遺族会の活動に取り組みます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

(4) 地域活動の育成とネットワークの形成

【基本方向】

地域福祉において必要不可欠な地域住民による福祉活動への参画を促進するため、住民による支えあい活動の基盤となる地域コミュニティ組織の育成・支援や地域の活動組織のネットワーク化、地域福祉活動の拠点となる施設の充実を図ります。

【推進施策】

①地域コミュニティ組織の育成・支援

地域コミュニティ組織の中核として重要な役割を担う自治会について、加入率の向上と住民自治機能の強化を図るため、チラシの作成などによる自治会加入の重要性に関する啓発の実施や自治会活動の支援を行います。

自治会組織などを基盤としながら、新たな時代に対応した地域コミュニティ組織の再編・創設について、住民や関係機関とともに研究・検討を図ります。

地域福祉を中核的に担う民生委員・児童委員による見守り活動の充実を図ります。

<実施事業>

事業・取組	地区社協設置・推進事業【再掲】										
概要	○区ごとに地区社会福祉協議会を設置し、地域住民の交流促進や地域における見守り活動・住民支えあい活動などを推進します。										
本計画における方向性	地区社会福祉協議会の活動を担う福祉活動推進員の新たな確保・育成を図るため、地区社会福祉協議会の目的や活動意義などに関する研修会を開催し、地区社会福祉協議会の活動の重要性についての理解を促進します。 地域住民による交流を支えあい活動へと発展させることを目指して、地区社会福祉協議会の活動の充実を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	○	△		継続	継続	継続	継続	継続

②活動組織のネットワーク化促進

自治会などの住民自治組織や学校、子育てサークルなどの子ども・子育て関連団体、女性関連団体、老人クラブなどの高齢者関連団体、障がい者関連団体、ボランティア団体、NPO法人などの地域において活動するさまざまな団体による連携・協働と全町的な活動の展開を図るため、団体間の連絡・調整機能を担うことで相互の交流・ネットワーク化を推進します。

＜実施事業＞

事業・取組	福祉教育実践校連絡会議										
概要	○毎年4～6月頃に、町内教育機関の代表者及び担当者が集まる会議を開催し、教育現場の現状と体制を把握し、助成についての検討を行います。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底した実践方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	高齢者、子ども、障がいのある方を含めた協議の場【新規】										
概要	○世代、分野を越えた情報交換や協議の場を設けます。										
本計画における方向性	世代や分野を越えたネットワークの必要性について検討し、定期的な情報交換や協議の場を設けます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	○	○		検討	検討	実施	実施	実施
事業・取組	福祉団体助成・福祉団体活動費助成										
概要	○町内のひとりぐらしの会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、聴覚障がいの会、ひとり親家庭の会、遺族会などの福祉関連団体へ、会員数に応じて25,000円～150,000円を助成します。 ○新規事業については活動費助成を行います。										
本計画における方向性	引き続き、町内の福祉関連団体への団体助成・団体活動費助成を行い活動を支援していくとともに、助成についての周知を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

③地域福祉活動拠点の充実

地域住民が地域福祉推進の担い手となって地域福祉活動を継続的に行うことができるよう、地域福祉活動の拠点としてコミュニティ関連施設や福祉施設の会議室、空き店舗、地区の公民館などの施設を有効に活用し、町内のすべての地区に定期的な地域活動を実施できる拠点を整備することを目指します。

<実施事業>

事業・取組	小地域福祉活動推進										
概要	○地域で行われるふれあい生き生きサロンの活動を支援します。 ○地区社会福祉協議会で地区公民館などを利用して定期的に集い、お話や情報交換、お茶会、食事会などの交流を行います。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底したうえで継続して活動を支援していくとともに、活動に関する課題の共有と対策の検討を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	—		継続	継続	継続	継続	継続

(5) 男女共同参画促進と住民福祉の増進

【基本方向】

男女共同参画による地域福祉活動の充実を図るため、男女共同参画意識についての啓発を行うとともに、「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」に基づく人権施策を推進していきます。

さまざまな住民が参加する各種行事などの開催を通して、地域住民同士が支えあう地域社会づくりを推進します。

【推進施策】

①男女共同参画意識の啓発

男女共同参画による地域福祉活動の推進を図るため、パンフレットの発行や地域住民を対象とした出前講座の開催、男女共同参画フォーラムの開催などを通じた男女共同参画意識の啓発に努めます。

②男女共同参画の促進

「第3次軽井沢町男女共同参画計画（きらめきプラン3）」の推進を通じて、男女共同参画による地域づくりを促進します。

③住民全般の福祉増進

地域住民がお互いに関心を持ち、支えあえる地域社会づくりを図るため、多様な住民などが参加・交流することのできる各種行事や教室などの開催や活動の充実に努めます。

<実施事業>

事業・取組	ユニバーサルスポーツ祭への協力【再掲】										
概要	○一緒にスポーツを楽しみ交流することを通じて垣根のないユニバーサルな社会づくりと支え合える地域づくりを図るため、年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず老若男女誰でも参加できるユニバーサルスポーツ祭の実施を支援します。年1回開催します。										
本計画における方向性	感染リスクの高い高齢者や障がいのある人、子どもなどの参加者の感染症対策を図るため、開催場所や時間などの実施手法について検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	軽井沢 GOGO ウォーキング「目指せ！中山道制覇ウォーキングマップ」										
概要	<p>○ウォーキングマップを活用し、歩いた距離を記録することで、日々の運動習慣の定着を図ります。</p> <p>○地域ぐるみで取り組むことで地域住民同士のつながりを促進するとともに、安心・安全かつ元気で活力あるまちづくりを目指します。</p>										
本計画における方向性	ウォーキングマップの作成・配布を計画的に行うとともに、ウォーキングを開始する時期や景品への対応などについての認識の共有化を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	△	○	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	軽井沢 GOGO ウォーキングウォーキング講座、体験、交流										
概要	<p>○正しい歩き方の理解とウォーキングの必要性について理解することのできる講座や教室を開催し、健康への意識づけと運動習慣の定着を図ります。</p> <p>○地域の仲間と一緒に取り組むことで、安心・安全な地域づくりと見守り機能の向上を図ります。</p>										
本計画における方向性	感染症対策を踏まえた開催方法について検討します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	△	○	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	軽井沢 GOGO ウォーキング表彰式、フォーラム										
概要	<p>○年に1度、ウォーキングの取り組みの成果を発表する表彰式を開催します。</p> <p>○まちぐるみでウォーキングを推進するためのフォーラムや講演会を開催します。</p>										
本計画における方向性	感染症対策を徹底した実践方法について、IT機器やインターネット環境などの活用も視野に入れながら検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	△	○	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	介護予防・地域支えあい講座										
概要	<p>○「生活支援体制整備事業」の一環で、介護予防や地域の「通いの場」、日常生活支援、地域活動の担い手の確保・養成に関する研修会・講座を開催します。</p>										
本計画における方向性	地域の実情に応じた内容の、地域活動の担い手養成講座を行っていきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

(6) 交流の活性化

【基本方向】

地域の住民同士が気軽にふれあい、交流することができる場を整備していくとともに、居住歴や世代を超えた交流、障がいのある人とない人の交流などの多様な交流、ふれあいの機会の創出を図ることで、住民一人ひとりの相互理解を促進します。

【推進施策】

①気軽に参加できるつどいの場と機会づくり

地域の住民同士が日常的な生活の中で互いを知り、つながりを持つことができるよう、気軽に参加できるつどいの場として積極的に活用されるように集会所や公園などを整備し、地域におけるふれあいの活発化を図ります。

また、地域における「通いの場」などの交流機会の充実を促進します。

<実施事業>

事業・取組	地区社協ふれあい生き生きサロン										
概要	○地域ごとに、住民のつながりと仲間づくりを目的にお茶会、食事会などの交流会を開催します。 ○サロンにあわせて地域に出向き、健康体操や介護予防運動・レクリエーションなどを行います。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底しながら継続して事業を実施するとともに、若い世代の担い手を育成するための講座や研修会を企画・実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	△		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	小規模多機能型居宅介護地域連携										
概要	○地区社会福祉協議会との連携により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況をみながら、住民とのふれあい・交流・関係構築を目的とした活動を企画・実施します。										
本計画における方向性	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施が難しくなっていることを受けて、感染症対策を踏まえて、新たな関係づくりを図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	認知症対応型共同生活介護地域連携										
概要	○地区社会福祉協議会との連携により併設している地域密着型事業所「まさちゃん家」とともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況をみながら、住民とのふれあい・交流・関係構築を目的とした活動を企画・実施します。										
本計画における方向性	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施が難しくなっていることを受けて、感染症対策を踏まえて、新たな関係づくりを図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	—		継続	継続	継続	継続	継続

②住民相互交流の促進及び人にやさしい地域文化の醸成

移住者の多い軽井沢町において、新しい住民を地域の交流の場に迎え入れ、地域への定着と地域活動に参加する意識の醸成を図るため、意識の啓発に努めるとともに、地域コミュニティの育成支援と交流機会の充実を図ります。

地域における見守りや声かけなどの継続的な働きかけを日常的に行うことができるよう、近所付き合いの重要性について啓発するとともに、助け合いを大切にする意識づくり、地域文化の醸成を図ります。

<実施事業>

事業・取組	地区社協ふれあい生き生きサロン・交流会										
概要	○新しい出会いの場づくり、仲間づくりを目的としたサロン・交流会を開催し、日常的な交流や支えあい活動を進めます。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底しながら継続して事業を実施するとともに、若い世代の担い手を育成するための講座や研修会を企画・実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	ふくし広場										
概要	○福祉に関する情報発信と福祉を体験する場を設けることで、多くの町民に福祉について理解を深め、関心をもっていただくことを目的に開催します。										
本計画における方向性	感染症対策を踏まえた実施とし、実施方法を見直しながら町民への福祉情報の発信や幅広く福祉を知ってもらえる機会としていきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	○		継続	継続	継続	継続	継続

③世代間交流の促進

地域の高齢者と子どもが昔の遊びや伝統行事などを通してふれあうなど、さまざまな世代が交流することのできる施設の整備や機会の充実を図ります。また、交流機会における実施内容についてより多くの住民が参加できるものとなるよう検討していきます。

＜実施事業＞

事業・取組	地区社協ふれあい遠足地域との連携事業										
概要	○ハイキングなどの開催を通して、世代間の交流を図ります。 ○区などと協働して、地域の伝統行事を推進します。										
本計画における方向性	感染症対策を徹底しながら継続して事業を実施するとともに、若い世代の担い手を育成するための講座や研修会を企画・実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	—	△	—		継続	継続	継続	継続	継続

④多様な交流の促進

障がいの有無などにかかわらず町内の児童生徒が相互理解を深めることができるよう、交流教育や福祉施設への訪問などの機会の充実を図ります。

町域を超えた多様な交流を活発化させるため、自然環境の保全活動や障がい者に対する支援活動などの拡大を図ります。

＜実施事業＞

事業・取組	ユニバーサルスポーツ祭への協力【再掲】										
概要	○一緒にスポーツを楽しむ交流することを通じて垣根のないユニバーサルな社会づくりと支え合える地域づくりを図るため、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず老若男女誰でも参加できるユニバーサルスポーツ祭の実施を支援します。年1回開催します。										
本計画における方向性	感染リスクの高い高齢者や障がいのある人、子どもなどの参加者の感染症対策を図るため、開催場所や時間などの実施手法について検討していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	福祉施設地域交流事業										
概要	○高齢者施設・障害者施設・児童施設に地域交流事業として1施設あたり3万円を助成します。										
本計画における方向性	感染症対策を踏まえながら、地域住民との交流のあり方を柔軟に検討し、推進していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

(7) 多様化・複雑化する生活課題に対応する支援の充実

【基本方向】

平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域住民のいっそう多様化・複雑化する生活課題に対応するための取り組みを展開し、充実していくことを行政に求めています。町においても、福祉に関するさまざまな生活課題に対して、包括的に対応することのできる支援策の充実・強化を図っていきます。

【推進施策】

①生活困窮者への支援

生活に困窮する町民の経済的な自立を支援するため、実態把握などに努めるとともに、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前段階の自立支援策として、社会福祉協議会や生活就労支援センター（まいさぼ）、フードバンク軽井沢、公共職業安定所（ハローワーク）、福祉事務所などとの連携による事業実施に努めます。

生活困窮などにより、支援が必要な方に対し、生活保護実施機関である福祉事務所につながる支援を行います。また、生活の立て直しに向け、日常生活における課題の解決に向けた相談対応や関係機関との調整などの支援に努めます。

<実施事業>

事業・取組	生活福祉資金貸付制度										
概要	○低所得者世帯などに、生活に関する資金を貸し付けする制度の相談・受付・継続的な相談援助を行います。 ○当事者や家族のほか民生福祉委員を通じた利用相談にも対応します。										
本計画における方向性	生活困窮に陥る利用者の多様化・複雑化する課題に対し、経済的支援と社会参加を促すとともに、自立に向けた支援をしていきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）										
概要	○失業などにより日常生活に困難を抱えている方に対し、就業先が決まるまでの間、自立生活に向けた生活費を貸し付けする制度の相談・受付・継続的な相談援助を行います。										
本計画における方向性	失業などでの収入減収により、早期の自立を要する方への生活課題の解決を図れるよう実施します。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	—	—	△		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	まいさぼ出張所（生活就労支援センター）										
概要	○生活や就労などの問題を抱えている人に対しての相談、就業支援などを行います。										
本計画における方向性	まいさぼ信州佐久及び長野県社会福祉協議会と連携しながら、継続して事業を実施していきます。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	○	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

②ひきこもり状態の人への支援

ひきこもり状態で悩む本人及びその家族への支援を図るため、長野県ひきこもり支援センターや保健所、福祉事務所などと連携しながら、面談や訪問などを通じた包括的な支援・対応を行います。また、就労の意思がある人に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）との連携による就労支援を行います。

③再犯防止の推進

地域における防犯活動の実施と、保健・福祉・医療サービスなどとの連携を通じた再犯防止を推進します。また、保護司などの関係機関と連携しながら、社会復帰への支援を図ります。

④多様な生活課題への対応強化

周囲から見て支援が必要であると感じられるのにさまざまな理由によって支援が困難な人、サービス利用拒否やホームレス状態などの使える制度がない「制度の狭間」の課題を抱えている人に対して、民生委員・児童委員など住民と接する機会が多い地域の関係者・関係機関と情報交換や連携をしながら、適切な対応を図ります。

支援を必要とする対象者の属性を問わず、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」について、実施体制の構築を図ります。

また、町内で暮らす外国籍の人の地域での孤立を防ぐとともに、抱えている生活上の課題に対してアプローチできるよう、相談支援体制などの整備に努めます。

⑤自殺対策の推進

「軽井沢町自殺対策推進計画」に沿って、関係機関や団体との連携により自殺対策にかかわる取り組みを推進し、こころの健康の保持・増進と自殺の予防に努めます。また、自殺対策において重要な役割を担うゲートキーパー養成講座を町内各所で実施し、町職員や教育関係者、福祉関係者、住民などに対して広く受講を推奨します。

<実施事業>

事業・取組	心配ごと相談事業【再掲】										
概要	○民生福祉委員と人権擁護委員によって、住民の心配ごと相談に対応するとともに、相談内容について関係機関につなぎます。毎月10日に実施しています。										
本計画における方向性	現代社会の複雑・複合化した相談者の課題に対し、安心して話してもらえる環境づくりと、適切な機関へつなぐ支援を図ります。										
主な担い手	町社協	地区社協	町	町民	関係機関等	行動計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	△	—	△	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

第5章 計画の推進に向けた取り組み方針

1 計画の推進

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、事業推進のために必要な職員の確保及び資質の向上に努めます。

(2) 軽井沢町及び関係機関や各種団体との連携

この計画は、町の地域福祉計画と一体となって軽井沢町の地域福祉を推進する指針です。このため、計画の推進にあたっては、町行政との連携、施策・事業の調整を図るとともに、住民や各種ボランティア、福祉サービス事業者、国・県の福祉関係機関とも連携し、地域福祉の推進に向けた体制を確立していきます。

(3) 計画の検証・評価

この計画を実行性のあるものとして推進していくために、社会福祉協議会内にプロジェクトチームを設置し、執行状況や推進上の問題点を的確に把握しつつ、計画の進行管理、評価を行います。

さらに、住民参加の視点から地域福祉活動関係者との意見交換や必要な調査を適宜行い、地域福祉活動に対する住民の意識や活動実態の把握に努めます。

資料編

1 軽井沢町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

選出区分	氏名	所属	備考
学識経験者	中村英三	長野大学学長	委員長
自治会代表	饗場晴雄	区長会代表	
民生福祉委員	櫻井朝教	民協会長	
社協理事・監事	篠原公子	社協理事	
社協評議員	平澤セツ子	社協評議員	
地区社会福祉協議会	利根川徳子	旧軽地区社協	
福祉団体	中澤善人	老人クラブ連合会会長	
福祉団体	松田みとり	軽井沢町身体障害者福祉協会	
福祉団体	林利佳子	ひとり親家庭の会代表	
福祉施設関係者	原田修	浅間学園	
福祉施設関係者	馬場さより	かるいざわ敬老園施設長	
ボランティア	筒本和巳	ボランティア団体ニーナ代表	

2 計画の策定経過

年月日	項目名	備考・協議内容
令和4年12月19日	第1回軽井沢町地域福祉活動計画策定委員会	○第4次軽井沢町地域福祉活動計画の概要について
令和5年1月23日	第2回軽井沢町地域福祉活動計画策定委員会	○第4次軽井沢町地域福祉活動計画の素案について
令和5年3月14日	第3回軽井沢町地域福祉活動計画策定委員会	○第4次軽井沢町地域福祉活動計画の承認

第4次軽井沢町地域福祉活動計画

～みんなであゆむ 軽井沢ほっと計画～

(令和5年度～令和9年度)

発行・編集：社会福祉法人 軽井沢町社会福祉協議会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 4844 番地1
TEL. 0267-45-8113 FAX. 0267-46-2116

令和5年3月発行

みんなであゆむ

軽井沢ほっと計画

軽井沢町社会福祉協議会
第4次地域福祉活動計画

